

第四章 本邦における近代競馬の受容

- 第一節 近代競馬の受容～江戸末、明治初期の競馬～
- 第二節 近代競馬の始まり～ツールとしての競馬～
- 第三節 馬券の歴史と賭博感の形成
- 第四節 軍事ツールとしての競馬
- 第五節 馬券黙許

三章でその形成と伝播過程を扱った近代競馬は、かくして日本に上陸する。しかし我国では、近代競馬は内発的に発展して形成されたものではなく、「近代」という時代と同様に、「西欧」によってもたらされたものである。その性格は、今の我々の競馬事業にも影響を及ぼしている。前章で扱ったように、「競馬」の本質は馬を操ってその優劣を決めるだけのものであり、それ以上でもそれ以下でもない。競馬とは本来、極めて私的なものであった。日本でも「くらべうま」「きそひうま」と呼ばれるような「古式競馬」の歴史、伝統が存在したのは、既に述べた次第である。しかし、日本人による近代競馬が行われるようになってから現在に至るまで、日本の「競馬」は公的な「事業」として営まれてきた。民間によって趣味の範疇で営まれるのが本旨のはずの競馬が、日本ではこのような経過を辿っているのは何故なのであろうか。本章ではそれを明らかにするためにも、本邦における近代競馬の受容から競馬法の制定によるその確立の時期までを取り扱う。

日本に「近代競馬」をもたらしたのは、「近代」をもたらしたのと同様に西欧であり、租界のイギリス人であった。彼等は本国でそうしたように居留地内で競馬を楽しみ、次第にそれに日本人も参加するようになる。しかし、この競馬は治外法権の租界内での出来事であり、日本人の参加も極一部に限られたものだった。この競馬が大きく普及するには、立川健治の言う所の「競馬以外のなにか」の存在が必要であった。その競馬以外のなにかとは、「政治権力」に他ならない。日本では、競馬も他の諸制度と同様、上からの手を借りて近代化が達成された。或いはむしろ、政治権力によって誕生させられたとも言えるかもしれない。競馬自体に価値を見出して保護するイギリスの王侯貴族と異なり、我国の政治権力は「競馬」をツールとして利用するためにこれを振興した。これは仏国をはじめとする大陸諸国と同じ系列に属する。

これが今に至る「ツールとしての競馬事業」の始まりであるが、そのまず第一は「社交手段」としての競馬事業の利用であった²。競馬は条約改正に向けての、日本近代化のシンボルとして、正に国家のバックアップを受けて執り行われた。競馬事業は、天皇まで利用する程の重要事業となった。しかし、これはあくまでも手段として利用されただけで、競馬の本質に根差したものでない。その結果、条約改正達成でその目的を失ってからは、急速に寂れていくこととなった。

しかし、日本帝国主義の伸張によって、新たな目的が生じる。それは、「軍事」「産業」を目的とする馬匹改良のツールとしてであった。馬券もその目的を効果的に遂行させる手段として、政府によって用いられたのである。かくして、我々が現在接している馬券を伴う競馬は成立する。我国では、馬券も「上から」授けられたものであった。本章は、このように日本で近代競馬が受容され、現在我々が目にしている「馬券を伴う競馬」へと発展していくまでの歴史を取り扱うものである。

尚、明治期の競馬については、当時の新聞資料等を綿密に検討した立川健治の一連の研究が存在する³。この時期の競馬についての研究は非常に少ない為、基本的に本論分も大いにその研究に負う所となる事を付記しておく。

第一節 近代競馬の受容～江戸末、明治初期の競馬～

1.1 居留地での競馬

開港によって横浜に集まった外国人達は、彼等が本国で楽しんでいたように競馬を行うようになった。狭い居留地で生活するストレスを発散する場として、或いは日頃の運動不足解消や近代の要請するスポーツによる気晴らしや健康維持といった目的の為に、彼等が競馬場や運動公園を幕府相手に求めていた記録はいくつも存在する。記

録に残る日本最初の「近代競馬」は、居留地のイギリス人によって万延元年9月(1860)、当時の横浜、元村(現横浜市中区元町)で開催された⁴。これは簡略な開催であり、本格的な競馬の開催は翌文久二年(1862)5月1、2日、横浜新田(現在の南京町 China town)に設けられた1周約1200mの環形コースでの開催がはじめてであった⁵。これは近代競馬を性格付ける競馬番組、競馬規則を正式に定めた初めての開催である。この開催は当時の新聞⁶に載せられている番組表や施行規定から見て、英国などの「本場」や「植民地」で実施されていた競馬に範をとったものであった。

同年8月には生麦事件が勃発するが、この年の秋の競馬開催は険悪な雰囲気であるからこそ、社交の意図も持って開催が行なわれた。開催終了後、居留地の人口増加で競馬場敷地が住宅地に転用されるために競馬施設は撤去されたが、幕府に対して代わる競馬場用地提供の要求が幾度もなされている。「当時の日本人にとっては未知ではあったが、居留民たちは、心身の健康のためにはスポーツ・運動を必要とする「科学」をすでにもっていた。スポーツ・運動が、ストレスの解消、精神のリラックスをもたらし、肉体を鍛え、健康を増進させる、といったわけである。幕府は、そういったイデオロギーをもったスポーツ・運動施設の設置を彼らから求められていた⁷」のである。生麦事件のような事件の再発防止の為に、そういった競馬場と乗馬用遊歩道の要求が英仏公使らを通じて幕府に対して出され、競馬場問題が外交問題の一環ともなっていた。

元治元年(1864)の11月には、生麦事件の賠償の一環として、横浜居留地の都市環境の整備改良を目的とする「横浜居留地覚書⁸」が締結される。その冒頭で「第一 周囲日本里程十八町英法一里二して、既二方位八示し置たる掘割の向なる地所を、各国人の調練場、且当地居留の外国人競馬の為二、永々免し給ん事 右地所は、当今沼地なるが故、日本政府其失費ニて埋立らるべし。且此地所は双方の調練場なるが故、地租は払ふ事なしといへとも、競馬の為二設くる外面周囲の地租は、追而取極め払ふべし」とされ、幕府の費用で競馬場を設置することがようやく決められた。この様な問題は、後に長崎や神戸の居留地でもみられ、当時の英国公使にとってスポーツ、レクリエーション施設の設置は、外交案件でもあったことがここにも見て取れる。

その後も用地の問題で長らく膠着していた新競馬場問題は、偶然によって動き出す。慶応2年(1866)11月、横浜は所謂「豚屋火事⁹」に見舞われた。幕府はかねてから、日本人町の海岸通りを居留地に編入する条項を含む日本側に不利な「横浜居留地覚書」の改正交渉を進めていたが、この大火を機にそれが一気に実現した。幕府は開港以来一貫として、居留地及び関係施設を自らの責任で建設し、それを居留民に貸与する方針をとった。中国の租界の教訓を活かして、居留民の土地に関する権利を一定範囲内に制限して、日本の植民地化を防ぐためであった¹⁰。競馬場も例外ではなかった。4カ国公使は、幕府の費用負担で根岸村の競馬場建設を実行し、年間借地料を100坪付10ドルとすれば、「横浜居留地覚書」第1条を廃棄することを確約した。かくして慶応3年(1867)8月中には、根岸競馬場の工事が始まり、同年12月には竣工した。以前に横浜に設けられた4つのコースは全て仮の競馬場であり、根岸において本邦の歴史上始めて、1周1マイル、コースに芝をひき詰めた近代的な本格的専用競馬場が建設されることとなったのである。

根岸新競馬場建設に合わせて、居留民の間で、「ヨコハマ・レース・クラブ」が結成された。幕府は文久二年(1862)に競馬場設置問題が浮上した際、建設費用は幕府が負担し、競馬場は居留民を代表する競馬に関する委員会(committee)に委託する、という条件を提示している。この様な経緯を経て、慶応3年(1867)から根岸の新競馬場で競馬が行なわれるようになった。当時の競馬は、「相互間の賭金は公然行なわれるし、風景はよいし、競馬は彼等の飯より好きなものであったから、馬匹改良云々には何の関係もなく、唯娯楽として流行したのである¹¹」とあるように、居留民にとってのレクリエーションとして自己目的を有するものであった。

根岸の競馬場以外にも、各居留地では競馬開催の動きが見られた¹²。また神戸においては実際に競馬場が存在して¹³、明治元年(1868)の開港初年度のクリスマスに早くも競馬が開催されている¹⁴。この競馬は横浜との交流も行われていたが、横浜の様に条約に基づいて行われた競馬でなかった為、鉄道建設に際しての移転問題やクラブの方向性を巡る対立¹⁵などで慶応7年(1874)の秋の開催が最後になっている。神戸でも夫人財囊競走¹⁶が明治3年(1870)春期より行なわれていたように、当時の競馬は「馬を足とする実的なものにつながるだけでなく、社会的かつ政治的な意味をもっていた¹⁷」のであった。横浜の競馬が、神奈川県や宮内省、陸軍省、外務省、内務省らのバックアップを受け、後の日本人による競馬開始以降も政治的側面から政府に支えられたのもその為である。それに対して神戸の競馬が断絶したのは、地理的な要因によって「政府は横浜のものとは異なり神戸の競馬にその政治性を認めていなかった¹⁸」からである。それでも、神戸の競馬に当時の兵庫県令であった伊藤俊輔は度々参加しており、ここで競馬が社交に果たす重要性を認識したことは、後の競馬事業への積極的参加の要因になったと思われる。

これらの競馬は租界内で外国人が行なったものであって、日本人による開催ではなかった。言わば外国での出来事に類し、日本人のクラブへの加入も認められていなかった。根岸競馬に日本人が参加できるようになるのは、8年後の明治8年(1875)からである。それでも、「根岸競馬は当初は社交又は娯楽の目的で設立させられたのであったが、漸次発達して純然たる英国式競馬の方式範例を我邦に伝えた点に於いて其の功績実に多大であるといはねば

ならないのである¹⁹⁾。

第二節 近代競馬の始まり～ツールとしての競馬～

以上のように、居留地の競馬は日本人の手によるものでは無かった。それでも、それに接したことで、模倣によって日本人も近代競馬を開始するようになった。しかし、それは純粹な遊びとしてではなく、目的を持ってのものであった。日本における競馬は最初から手段として、更には「お上」によって始められたものであった。競馬は当時の日本人にとってはまさに文明の象徴であり、近代そのものを体現したものであった。当時の日本人や日本馬の身体性からは、駆けるという行為すらが未知のものであった。所謂「ナンバ」歩きという側対歩を人間も馬も行っていった当時の日本において、近代の要請する身体性を獲得する行為は人間では学校教育における「体操」「スポーツ」によって、馬においては競馬によって改良されねばならなかった。その為の手段として、明治初期に競馬導入に尽力したのは主に内務省、陸軍省、外務省の3省であった。

内務省は、主に殖産上の面から馬匹の振興を目指し、その手段の一つとして競馬に注目した。モータリゼーション革命以前の社会においては、馬は貴重な動力であり、活機械である。長距離の輸送は鉄道や船舶を利用するにしても、駅や港湾から目的地に物資を輸送せねばならない。産業が発達して物資が増えれば増えるほど、それを輸送する手段としての馬匹の性能と数量が必要とされる。その用途は従来型の駄馬に加えて、荷馬車を挽く挽馬が求められるのであるが、その様な文化伝統を持たない本邦では、それに適した馬種を最初から開発し、増産せねばならぬのである。農業においても、トラクター等の普及以前では、牛馬耕が如何に収穫性を上昇させるかは知られていない所であった。農耕や開墾の為に、鋤耕に適する力をもった馬種の開発、増殖も必要であった。更に交通手段としての馬車鉄道や馬車用の馬匹も大量に必要とされるのは明白であった。それら馬匹の品質は、一国の産業力、技術力に直結するものであった。

陸軍省は、馬匹の軍事的価値から競馬振興に協力した。前章で扱った様に、我国では馬匹が兵器として主力であった事はない。従って明治維新を経て成立した士族中心の陸軍においても、馬匹はそれ程の重要性を帯びていなかった。前近代型の軍隊では、馬匹に求められた水準はそれでも十分であったのである。当初の国軍は、諸藩兵の集成部隊であり、仏式、英式、普式、蘭式等種々雑多の兵式の部隊からできていた。それが明治3年(1870)に、陸軍は仏式に統一されることとなる。明治5年(1872)に始まる国軍の創設に際しては、従来の士族中心の前近代の軍制が改められ、仏式に則って歩騎砲工兵各種部隊の銃砲機具等が模倣された。だが馬匹だけは、体格等で著しく西欧の水準と隔絶していた。近代的な軍隊において求められる諸機能を、当時の日本産馬は全く有していなかったのである。西洋的な意味での「乗せる」、「挽く」、「運ぶ」といった能力を有する、それまで想定されなかった事が可能な馬匹に対する需要が大量発生したのである。野砲や山砲を迅速、且つ効率よく展開する為の機動力を持つには、野砲を挽く砲兵挽馬や山砲を挽く高性能の駄馬が必要である。近代的装備の軍隊が必要とする物量を確保するためには、大量の糧食、弾薬を運搬する補給線の確保が必須である。それには大量の輜重駄馬が必要である。また偵察、警戒、通信等に当たる軽快な乗用馬や、騎兵部隊に要する乗用種といった多様且つ高品質の馬種に対する需要が近代軍隊には生じるのである。更には、そうして軍隊に馬匹が増加する場合には、馬匹の取扱いに関する教育も必要となる。そうした性能を有する馬匹の調達が可能でなかったため、やむを得ず本邦の生産馬の中でも体高四尺五寸以上のものを選別して用いていたが、まもなくそれすらも補充に窮する状態であった。そのため、陸軍としては馬匹改良を一層必要とし、外国からの種馬の輸入や直接の官営牧場建設を目論んだこともあった。その手段として競馬にも期待したのである。

宮内省としては、天皇の身体性という点からも競馬に期待するものがあつた。国家の近代化を進め、条約改正の点からも日本の文明化の様を強調せねばならなかった明治政府にとって、天皇はその象徴である。明治6年(1873)3月以降、天皇は従来の化粧を止め断髪するに至るが、それに象徴されるように天皇の身体性の西洋化が進められた。行幸に際しても西洋化が進められ、鳳輩に代わって馬車や騎乗を主とするようになる。その際に天皇が騎乗する乗馬や天皇の馬車をひく馬の容貌や性質が、まさに問題となった。自国の元首にまつわる馬を生産できないことは、その国の技術力、近代化度を疑わせるものである。天皇のみならず、皇族、政府高官の馬車用の馬は、国家の儀容にも関わる問題でもあった。明治4年(1871)の「違式註違条例」に見られるように、当時の日本においては未だに裸体、立ち小便、混浴といった文化が存続していた。そのような中で、諸外国に近代国家の様を呈するのは一大事であった。その為に天皇が活用されるとともに、文明の象徴であり各国公使や名士の集まる社交場としての競馬場が注目されたのである。

かくしてこの3省は明治初期の競馬をリードしていく。この3省に共通するのは、「馬匹改良」という「目的」(立川健治はこれを指して、競馬を語る「言語」という表現を用いる)であった。馬匹改良が国家レヴェルの重要課題

となり、それを解決する馬政が必要であるというのが3省の共通認識であった。その結果、一般馬政を主管する内務省系（後に農商務省）、軍馬を所轄する陸軍系という二本立てでその解決に取り組むこととなる。双方ともその政策の中心は、洋種牡馬を導入して牝馬に交配させる事を通じて在来馬を改良していくものだった。また宮内省も、乗馬、馬車用の御料馬の生産、育成という目的でそこに加わる。そして馬匹改良を達成するには、競馬での能力の検定、評価、選別が不可欠である。明治初期の競馬は、この「目的」の為に「近代競馬」を受容して自ら取り行なうという必死の試みであったのである。

表1 江戸末から明治期の近代競馬

年	名称	競馬場所在地	主催者	廃止年
文久2年(1862)	横浜・根岸競馬	横浜・根岸	レース・コミッティ 日本レース倶楽部	昭和18年 (1943)
明治3年(1870)	招魂社競馬	招魂社	兵部省(陸軍省)	明治31年 (1898)
明治7年(1874)	天覧競馬	赤坂御所内	宮内省御厩課	-----
明治8年(1875)	天覧競馬	吹上御所内	宮内省御厩課・陸軍省	-----
明治10年(1877)	三田育種場競馬	三田	内務省勸農局(後に 興農競馬会社)	明治18年(1885)
明治12年(1879)	グラント夫妻歓迎 競馬(共同競馬)	戸山 不忍池	外務省、宮内省(後に 共同競馬会社)	明治25年 (1892)

2・1 九段招魂社競馬

古式競馬である賀茂競馬は元禄7年(1694)に徳川綱吉が復興して以来存続していたが、それとは異質の競馬が明治3年(1870)東京九段の招魂社(現在の靖国神社)で開催された。神社建設の際に五百間の楕円形馬場が設けられ、兵部省から競馬が奉納された。翌年からは商品も供され、それ以降は年三回の例祭、臨時祭の際には必ず競馬が奉納されて、能や相撲、花火と同様に祭りの余興として楽しまれた²⁰。この馬場は公開馬場であったため、軍人以外も利用可能であり、一般人も観戦できるものであった。「その勇壮な競走は見るものをして快哉を叫びしめ、まことに余興中の一偉観として参観者は早朝から詰め掛け、たちまちにして垣をきずく(ママ)有様であったという²¹」と記録にあるように、物珍しい競馬は庶民の注目を集めたようである。この競馬は、表向きは「奉納」と言う古式競馬の形式を取ったが、古式競馬が基本的に二頭の馬によって直線馬場で争われるのに対し、招魂社競馬は楕円形馬場において多頭数で争われたようにその性質は近代競馬であった。九段競馬は神前競馬の形式をとったが、主催者から考えて、軍人や軍馬の訓練や陸軍のPRの要素が強かったと思われる。陸軍としても、「軍人ことに乗馬兵種の者の馬術の奨励となり、これによって国民をして軍に親しませ、馬に関する関心を誘発して軍の発展を支援せしめた効果は決して少なくなかった²²」とされるようなメリットを望めるものであった。明治8年(1875)から根岸競馬への出走が日本人にも解放されると、陸軍省は九段競馬の蓄積を生かし、省の事業として予算を支出して競走馬、騎手、或いは自ら馬主として根岸の競馬に参加する。後に、日本人の手による三田育種場競馬や共同競馬が開始されると、賞典の授与といった間接的支援に留まらず、九段競馬を通じて養成された騎手や馬による直接的協力を行うようになるのである。陸軍省主管のこの競馬でも、軍人の馬術や育成技術の向上、及びその人的物的資源を用いての競馬奨励といった「目的」に力点が置かれていたのである。

2・2 赤坂・吹上御所競馬

九段招魂社競馬と同様の意図からは、明治6年(1873)に赤坂御所内で宮内省御厩課によって天覧競馬が為された。翌明治7年(1874)からは、吹上御所内で陸軍も参加して競馬が行われている。洋式の乗馬服をまとった陸軍、内務省、宮内省の職員が騎手となり、官馬や私馬を操り一周800mの馬場で技を競った、宮内省もこの競馬を通じて馬や騎手を養成し、根岸競馬や興農競馬、共同競馬へ協力していく。これら日本人による競馬は、陸軍省による九段競馬と同様に、省庁が事業として行ったもので、根岸のようなクラブ組織のものではなかったことは日本の競馬の性質を良く表している。

2.3 三田育種場競馬（興農競馬）

この競馬は、主に技術の修練、育成、披露的な性格の九段、赤坂、吹上の競馬とは多少方向性の異なるものであった。この競馬は内務省勸農局が主催したもので、記録によれば「本場に於いて競馬を挙行するは良馬を増殖せしむるの主旨にして勝てる者には若干の賞を興ふ²³」為であった。明治13年（1880）5月には馬産増殖と農業興起を目的とする民間の競馬クラブである「興農競馬会社」が設立された。これは明治12年（1879）11月の共同競馬会社に次ぐ日本で2番目の競馬クラブであった。興農競馬会社は引き続き三田育種場を借り、仮設馬場を改修して1100mの常設コースに作り替えて開催を続けた²⁴。興農競馬会社の出願者には、馬産地で有名な薩摩藩系の関係者が多く、松方正義の兄も名を連ねていた。興農競馬においては、明治初期の競馬をリードした先の3省が揃って協力し、人馬資源や賞典等の援助を行なっている。明治14年（1881）には明治天皇の天覧があり、以降は原則毎回行幸となったことから、これが明治政府としての重要な事業であったことが伺える²⁵。宮内省が参加しているように、「馬匹改良」という目的に加え、本競馬の場合は「社交」的な「目的」も持たれていた。場内は内外の「貴顕紳士淑女」が集い、共同競馬同様に社交の場となっていた。これは後述する戸山競馬と同様の政治的意図によるものである。九段競馬、御所競馬といった、言わば競馬の直接的効用を狙いとした競馬開催とは事なり、この興農競馬や共同競馬は、「ツール」として、「目的」の為の政治的意図によって意味合いを付与された傾向が強いのである。

2.4 戸山競馬（共同競馬）

この競馬は先の三者とまた由来が異なり、アメリカ元大統領グラントの訪日に際して、歓迎の饗応の一端として陸軍戸山学校内に馬場を新設して行われたものである。宮内卿、外務卿による太政大臣への上申²⁶に基づいて開催されたこの競馬は、明治12年（1879）8月に明治天皇御臨席のもと盛況に終わる。グラントは明治10年（1877）の西南戦争を経てようやく国家として安定した我国を訪れたほぼ初めての人物海外賓客であった。そこでは、日本を文明国と認めさせる為にも懸命の西洋式接待が国家事業として行なわれ、競馬もその一環であった。しかし競馬はともかく、宿泊や食事等のソフトウェア・ハードウェアに渡る接待体制の不備は大いに反省され、後に鹿鳴館外交に繋がることとなる。近代を象徴する競馬を整然と取り行なう事で、日本の近代化を証明しようとの意図が働いたのは想像できるであろう。

その後、11月には馬匹改良という目的から「共同競馬会社」が松方正義らの名士によって設けられ、この開催が引き継がれた。この会社は、競馬及び馬匹改良に強い関心を持つ陸軍を中心として、そこに内務省（明治十四年に農商務省に分離される部局）の中核と外賓接待の中心となる人物を加えた役員陣容だった。「社交と馬匹改良のベクトルの交錯が、共同競馬会社の設立、開催を実現させる契機ともなっていたのである²⁷」。この会社は、役員に内務省、外務省の重鎮を仰ぎ、宮内省も設立時に役員こそ送り込まなかったものの（後には就任する）人馬共に協力したように、単なる民間倶楽部ではなく確たる政治的意図に基づいて設けられたものである²⁸。後に、フランス式の軍備をとった為に騎兵や輜重を軽視したとも言われる陸軍であるが、馬産地である薩摩系の系譜は馬匹改良や馬政の意義を認識しており、西郷従道を代表とする彼等が軍務局の実権を握っていた。かくして、日本初の日本人による正式な競馬倶楽部が設立され、その主催による競馬が明治12年（1879）11月に戸山競馬場で開催された²⁹。明治14年（1881）から宮内省の関与が強まると、天皇の行幸も恒例化する。役員構成にも宮内省関係者が増え、共同競馬は当初の陸軍省中心から宮内省の全面バックアップを受けた朝野の「貴顕紳士」の倶楽部としての体裁を整えていく。それに伴い、明治16年（1883）からは外国人の入会と所有馬の出走が認められ、内外の交流を積極的に打ち出すようになった。しかしその様な政治性を強めるに連れ、立地性が問題となった。戸山は「都の西北」の僻地で交通の便も悪く、社交の場としては不向きであった。文明国をアピールして社交性を強調するには、「紳士」のみならず「淑女」をも巻き込んだ本格的な社交の場が求められるようになる。しかしその為には「戸山」というロケーションが問題となった。遠隔地である故に、多数の入場者（特に女性）を見込むことが困難であった。当時のクラブの収入源として入場料は不可欠だったので、この点も重要であった。その結果、競馬場敷地が陸軍の演習場用地に決定したことからも、明治17年（1884）からは上野不忍池畔に移転することになったのである。

2.5 上野不忍池競馬（共同競馬）

戸山の競馬が上野に移転したのは、「競馬を国家的一大行事として開催していく強い政治的意志が働いた」為であった。上野が選ばれたのも、都心に近いというだけでなく内国勸業博覧会開催、博物館、動物園の設置など当時の上野が近代化日本を象徴する空間として特異な意味の磁場を形成していたからであった。後に憲法発布記念式典、日清戦争祝捷大会など国家的祭祀が上野で開かれるように、上野には特別な空間性があつたからである³⁰。ここに

初期の日本競馬は一つのクライマックスを迎える。上野への移転ということ自体が、競馬の意味合いにおける「社交」目的が極めて大きくなっていることを意味する。そして、この目的を担わされた事で競馬は一大発展を遂げる。

上野不忍池競馬場の整備は国家事業として行なわれた。天保7年(1836)以来、約50年振りに池の水を本格的に浚渫してコースを整備するという大規模な工事が為され、池の回りを囲む1周1600mの馬場が建設された。建設された上等馬見所(スタンド)は、非開催時には当時の最高級社交施設だった鹿鳴館や紅葉館同様に宴席に貸与されるほど立派なものであった。鹿鳴館が落成するのが明治16年(1883)その中に内外の紳士の友好を目的とする東京倶楽部が設立されたのも明治17年(1884)である。不忍池競馬場と鹿鳴館とのこの時間的一致は偶然ではなく、同じ政治的意図(立川健治に言う所の「鹿鳴館の思想」)でなされたものである。明治17年(1884)11月の第一回開催は、天皇の行幸の下で大規模に行われた。政府高官、各国公使のほぼ全員が参加し、一般観客も「東京市中の人民残らずその家を虚にして此所に来集せしかと疑はる程の賑わい³¹」であったという。この競馬は明治天皇や皇族、華族、各国公使等の社交の場を呈し、参加すること自体がステータスシンボルとなった。帝室や農務局も御下賜品や賞典でこれを協賛した。明治天皇や政府高官が頻りに競馬場を訪れたのは、目新しく「近代化の象徴」の様相を呈する「近代競馬」が目的だけではなかった。時は正に、不平等条約改正が国家目標とされる時代であった。鹿鳴館外交³²に代表される欧化政策によって、日本の「近代国家」ぶりを諸外国に対しアピールする必要に駆られていた。そこで各国公使等の社交場となっていた競馬場に着眼し、競馬場で日本の欧化の様、近代化の様をアピールすることが図られたのである。文明国の社交の場である競馬場を舞台にして、西欧人に対して近代国家に相応しい振る舞いを見せること、また競馬開催を整然と行なえる能力を有する事を顕示するといった国家政策としての欧化政策の一環で競馬が利用されていたのである³³。このように、本邦において競馬が国家によって保護、奨励、育成されたのは、条約改正に向けての「社交」のツールとして有効と考えられていたからである³⁴。このような国を挙げてのバックアップで競馬人気は高まり、場内は立錫の余地も無いほどであったという。

しかし、競馬は、社交のツールとしての性格を担う事で盛況を極めたが、逆にそれ故に衰退を始める。明治20年代は近代国家が一通り確立し、最初のナショナリズムが昂揚し始めた時期でもある。明治19年(1886)のノルマントン号事件はそれに火をつける事となった。欧化政策、鹿鳴館に対する批判も強まり、かつてもはやされた鹿鳴館レディーもそういう憎悪の対象となった³⁵。明治20年(1887)4月の伊藤博文と戸田極子とのファンシーボールでの醜聞はそれを決定付けるものとなった。更に条約改正案の漏洩により、欧化政策に反対する政府内勢力や在野勢力は勢い付き、7月には井上馨が外相を辞任する。条約改正問題は三大事件建白運動の一因となり、翌年には伊藤内閣自体を辞任に追い込むこととなった。社交との結び付けを強めていた競馬も、その影響を被らない訳が無かった。その結果、競馬場を訪れる「貴顕淑女」は激減することとなり、夫人財囊競走も明治23年(1890)を最後に消滅する。社交の手段として馬を所有していた倶楽部の会員が激減したことは、出走頭数の激減を生み、競馬自体をつまらないものにしていった。明治25年(1892)の最後の開催では、1レースの平均出走頭数は3頭に過ぎなかった。

また血統概念を致命的に欠く当時の日本では、競馬の根幹を成す「血統」に対する意識が希薄であった。その結果、雑種馬を日本馬と偽って日本馬限定競走に出走させる偽籍の問題や、逆に強すぎる馬を競走から締め出す動きも見られた。そうなれば出走頭数も減り、番組がつまらないものになると同時に本来の使命である馬匹改良の為の能力検定という用を果たし得なくなってしまう。共同競馬会社の開催には、出走頭数の少ないレースが増え、レースが不成立になる数も増えていった。折りからの不景気で政府の財政も縮小状況に入っており、陸軍省や内務省でも自ら生産していた雑種馬を大幅に縮小していた。かくして明治22年(1889)以降、陸軍省と内務省は競馬の本源的機能を果たし得なくなった共同競馬から撤退することとなった。

当時の競馬で主催者の収入は、高額の馬見所への入場料収入及び寄付等に限定されていた。従って、競馬に付随していた「社交」の要素が失われた事で保護を失った後は、入場料収入や寄付も減少して会社の経営を苦しめた。更に陸軍省、農商務省の撤退で馬匹の確保も極めて困難となった。社交という目的を失い、馬匹改良というレゾンドートルをも失った共同競馬の存続は困難であった。最終的には、農商務省の管轄であった競馬場敷地が市区改正事業に伴って契約更新できなかつた事で競馬場は消滅することとなったのである。

2.6 根岸競馬場

先に触れたように、根岸競馬場は日本で最初に作られた本格的専用競馬場であり、規模も一周1764mと現在と遜色無い大規模なものであった。コースには芝がひき詰められ、眺望も東京湾から房総半島、根岸湾、三浦半島を見渡せる最高のものであった。この競馬場は地形の関係場、右回りでコースが設けられた。その結果、根岸を範にした多くの日本の競馬場は右回りとなり、世界の競馬場の殆どが左回りなのと大きな違いを生むこととなった。

根岸競馬は当初、イギリス人によるヨコハマレースクラブによって開催が行なわれていたが、内部対立や居留地

の経済力の衰えによる財政難、また日本産馬匹の確保の面などで苦境を迎え、ついに明治13年(1880)には賃貸料支払いが不可となった事から賃貸契約を破棄し、新たに日本人を大量に役員に含むニッポンレースクラブが結成される事となる。これは明治12年(1879)の共同競馬、興農競馬と同一線上にある。それは「競馬場を欧化政策の舞台として利用しようとしていた政府側と、強固な財政基盤を欲していた旧クラブとの共同作業³⁶」であった。かくしてニッポンレースクラブが設立され、根岸の競馬場は三田や戸山、上野同様に各国公使や貴顕紳士の社交場ともなった。このクラブは内外ともに錚々たるメンバー³⁷が揃い、単なる競馬クラブではなく明確な国家意思を感じさせるものであった。天皇の行幸も明治14年(1881)から32年(1899)までで16回にも及んだ。明治13年(1880)には天皇の下賜した花瓶を巡る「Mikado's Vase」という、今の天皇賞の遠い遠い先祖とも言えるレースも行なわれている。

だが、ニッポンレースクラブは間もなく危機に陥る。まず、居留地全体に競馬への経済的余裕がなくなっていた。世界的な不況と同時に、松方デフレ財政下での景気後退の影響で、横浜の競馬一開催に対する支出は10分の1程度に減少していた。更に元々弱い財源基盤が危機に陥る。それは明治18年(1885)から、陸軍、農商務、外務の各省が、根岸競馬に対する賞典寄贈などの財政的支援を停止したのである。明治17年(1884)から「官営工場払下げ概則」が制定されて出費の多い事業の民営払下げが本格化したように、緊縮財政が強化されて財政立て直しは着々と進展していた。その結果、共同競馬会社に対しても支援が停止されていた。更に、陸軍は松方財政下での経費削減のため、1884(明治17)年には馬政部門から繁殖を除外し、明治19年(1886)には軍馬局も一旦廃止したように、厳しい緊縮を強いられていた。農商務省も、競走馬を多く生み出していた下総種畜場を明治18年(1885)に宮内省へ移管する。その影響もあって陸軍、農商務の両省が馬匹の出場も取り止めてしまい、明治18(1885)年の秋季開催からは急速に雑種馬の競走馬がいなくなった³⁸。

当時においては、社交としての競馬の重要性は認識しつつも、まだ馬匹改良についての緊急性、重要性が後ほどには強く認識されていなかったのである。勿論、馬匹改良の意欲が薄かった訳ではない。明治17年(1884)の農務省での畜産諮問会において井田讓陸軍少将が、「これまで執行した競馬は、一見娯楽的の惑があるけれども決してさうではなく、実は馬匹改良の定形であると外国の例を引き、益々馬匹の改良を図るために、明春より毎期良馬を出場せしめて、優良馬の産地を明らかにする等大いに説いた³⁹」とあるような考え方も存在した。しかし、後に馬券を黙許してまで競馬を振興していく程には、時期が熟していなかったのである。

政府は競馬の振興を放棄した訳ではなかった。宮内省は根岸への関与を続け、天皇の行幸も続行されていた。だが、松方財政が農村部に与えた打撃によって地方の産馬も縮小し、深刻な馬不足になっていた。更に農商務省と陸軍省による馬政方針を巡る対立も影響した。以上の結果、明治10年代後半には居留民の競馬への意欲も後退し、明治20(1887)年を迎えようとする前後には、存続も危ぶまれるほどになったのである。

最後に、東京以外での日本人による競馬に触れておく。明治初期から明治30年辺りまでには、東京以外でも各地で競馬が行われている⁴⁰。札幌では明治10年(1877)には開拓使勤業課が主体となって楢円形馬場が建設され、札幌競馬会社による近代競馬の開催が行なわれて、明治14年(1881)には明治天皇の天覧に浴していた。函館でも明治16年(1883) 福島で同20年(1887) 栃木では同13年(1880) 宮崎で同17(1884)年、鹿児島で同18年(1885)と競馬が開催された。第三回内国博覧会に際しての上野不忍池競馬では、博覧会付属臨時競馬が計画され、日本全国の競馬会の駿馬を一堂に会して、優劣を審判しようという極めて近代的な思想に基づく競走の構想がこの時期にはできていた⁴¹。これらは「神への奉納」といった古式競馬としてではなく、「娯楽或いは馬匹改良」としての競馬であり、日本における「近代競馬」の黎明であった。但し、常設で定期的に競馬を開催する事は、既存の競馬場の状態から見て極めて厳しかった。

第三節 馬券の歴史と賭博感の形成

3・1 明治初期の馬券

本節では、「日本型収益事業」においても「近代競馬」においても重要な意義を占める「馬券」及び「賭け」を取り扱う。日本で最初に馬券が発売されたのは、明治21年(1888)秋の根岸開催である。だがこの様な記述をすると、それ以前の競馬では「賭け」が成されていなかったかの様な誤解が生じやすい。そこで、ここでは本邦近代競馬に付随していた賭けについてまとめたい。

まず居留地の競馬については、当初より賭けが成されていたのは当然であろう。競馬に付随しては、太古の時代から古今東西で賭けが成されてきたのは前章で触れた次第である。原初的な賭けは、知己の当事者同士で行なわれる賭けであるが、横浜の競馬でもこの種の賭けがあった事は、後の駐日公使アーネスト・サトウの日記にも見られる

42. この賭けは後に進化して、日本では通称「ガラ」と呼ばれるロッタリー(Lottery)形式⁴³とブックメーカー(Book Maker)⁴⁴の賭けになった。ギャリソン競馬⁴⁵でも、ロッタリーは居留地の社交クラブであるヨコハマ・ユナイテッド・クラブ主催で発売されていたようである⁴⁶。神戸の競馬でもロッタリーは発売された⁴⁷。ヒョーゴ&オーサカ・レースクラブとWainwright & Coが発売し、大阪でも発売されていたのである⁴⁸。日本人の手による競馬である九段競馬などでも、当時は相撲や祭りに際しては当然のように賭けが行なわれていたので、観客同士で賭けが行なわれていたであろう事は間違い無い⁴⁹。社交の要素が加わった以降も、社交のスパイスとして賭けは不可欠であり、戸山競馬でのグラント元大統領の息子と黒田清隆、西郷従道との間の賭けのエピソード⁵⁰や共同競馬で賭けを募る外人の記事などにも見ることができる⁵¹。上野不忍池競馬場は、スタンド前の芝がこの様な相手を探すスペースだったようである⁵²。須藤南翠の『緑菴談』にも、不忍池競馬場で互いに賭けをした際の模様の描写等を見ることができる⁵³。場内では「ガラ⁵⁴」(ロッタリー)や「ブックメーカー⁵⁵」による賭けも行なわれていた。

3.2 賭博観の形成

だが明治政府は賭けを公認していた訳ではない。増川宏一の言うように、明治初期の賭博犯への対処は数年ごとに揺れ動いていた⁵⁶。明治元年(1868)明治政府最初の刑法典にあたる「仮刑律」では、博徒(賭博)は鞭五十を当て、財物を官が没収とされていた。続く明治3(1870)年の「新律綱領」においては、財物を賭けて博戯をするものは杖八十と変更されたが、飲食を賭けたる者は咎めないとなっている。明治6年(1873)には太政官布告で「改訂律令」が公布されたが、これは当時の司法卿江藤新平の意見でフランス法の思想を含んだものとなっていた。ここでは、賭博三犯以上は杖打刑に代わって懲役一年とされている。明治13(1880)年の(旧)刑法で賭博罪は、「風俗を害する罪」とされて第260条で「賭場を開帳し利を図り又は博徒を招結したる者は三月以上一年以下の重禁錮十円以上百円以下の罰金を附加す」、第261条で「財物を賭して現に賭博を為したる者は一月以上六月以下の重禁錮に処し五円以上五十円以下の罰金を附加す」と定められた。ここではフランス法の影響が現れ、賭博は現行犯以外は逮捕されない旨が定められていた。これと同時に「治罪法」が制定され、江戸時代までの風聞に基づく逮捕が改められて、容疑者の現行犯逮捕の原則や夜間の家宅搜索の禁止などが定められた。これによって官憲の面前での賭博以外はほぼ解禁ということになったのである。しかし明治15、16年(1882~3)に全国に巡察使を派遣して国情調査を行った結果、賭博の恐ろしい蔓延振りを見る。各県への巡察使の復命書によれば、栃木県では戸長を公選にして以来、博徒が戸長になって賭博の便宜を図っており、群馬県では親分集が5000人、博徒が10万人も存在し、埼玉県でも博徒が数万人存在したという。山梨の富浜村では村会議長が博徒であったり、谷村のように全村ごとく博徒という例が報告された⁵⁷。これ以前の明治11年(1878)にも、関東の五県令から行政処分による博徒取締まりを伺う意見書が提出され、巡察使からも賭博取締の意見書が出るにつけ、報告を受けた政府はこの取締策を講ずる必要を痛感する。その結果、明治17年(1884)突然の太政官布告が発せられた。

太政官布告第一号 明治17年1月4日

賭博犯ノ儀ハ刑法第260号第261条ニ明文有之候ヘトモ当分ノ内行政警察ノ処分ニ属シ東京ハ警視庁其他ハ地方官ヲシテ別紙賭博犯処罰規則ニ依リ取締懲罰ノ事ヲ行ハシム

賭博犯処罰規則

第一条

賭博ヲ為シタル者ハ1年以上4年以下ノ懲罰及ビ5円以上2百円以下ノ過料ニ処ス。

家屋ヲ貸与シ及ビ見張ヲ為シ其他總テ幫助ヲ為シタル者同ジ。

博徒ニシテ党類ヲ招結シ又ハ賭場ヲ開帳シ又ハ凶器ヲ携帯シ又ハ四隣ニ横行スル者ハ1年以上10年以下ノ懲罰及ビ50円以上5百円以下ノ過料ニ処ス。其招結ニ応ジタ者ハ賭博ヲ為サズト雖モ前項ニ依テ処分ス。(後略)

この太政官布告は、何度もの綿密な検討を経てようやく公布した刑法を一時的に廃止するという、法体系全般にも影響しかねない近代国家としては例を見ない措置であった。僅か5年後に、この布告は明治憲法に抵触するとされて廃止されたように、明らかに問題のあるものであった。この布告の理由としては、治罪法実施により取締まりが殆ど不可能になった事、博徒の親分が子分を従え縄張り争いをする事で争乱が生じている事、また良家の子弟をそそのかして賭博をさせ旧家を破滅させている事、地方官から博徒の放縦跋扈による弊害が報告され、その取締まりを内務省管轄下におくべく望むものが増えた事、巡察使の調査で博徒勢力が予想以上であり、賭博犯を行政処分に委ねて各地の巨魁を駆逐し夥しい博徒をなくそうとする事などが挙げられている⁵⁸。増川は、これに次の4つの点から疑問を呈している。1つは、周到な準備と検討を経たはずの刑法を一時停止するという、近代国家として有

り得ない、ともすれば明治維新による諸改革を否定しかねない危険性を敢えて冒しているという点、2つめは、賭博犯とされた者は正当な裁判手続きによらずに三日以内に処分を決定し、これに上告を一切認めず、しかも呼称を「懲役」でなく敢えて「懲罰」とし、獄衣迄も区別するという差別を便宜的に行っている点、3つめが、刑法条文停止によって、再び風聞による逮捕や拷問による罪状の強要、夜間の家宅搜索を可能にした事、4つめが、処分に対する刑罰が非常に重く、更に賭博未遂も処分されるようになり、見物人の所持していた金銭まで没収となっている点である⁵⁹。ところが、こうして嚴重な取締まりが可能になったのにも関わらず、賭博犯の検挙者数は約25%しか増加していない。しかも、その後の明治19年、20年(1886、87)には再び16年の水準まで落ちている。(表2) 巡察使が県内に10万人の博徒がいるとされた群馬県では716名しか逮捕者がおらず、同じく数万人と報告された埼玉県でも926人に過ぎない。

表2 太政官布告後の全国逮捕者数の推移 (増川、前掲書より)

年 度	検挙者数(人)
明治15年	21,106
16年	26,248
17年	32,826
18年	36,019
19年	29,473
20年	29,293

増川はこの時代背景に注目し、その真意は地租改正と松方財政下でのデフレ不況による反体制勢力の先鋭化への対策であったとする。特に困窮した農民層は、幕末期の農民一揆の頻発を想起させていた。また同時に高揚期を迎えていた自由民権運動は、明治13年(1880)の国会開設請願大会に委託者10万人を集め、これは更に翌14年には13万人になっていた。地方巡察使は、こうした自由民権運動、農民一揆を偵察する役割も帯びていた。そして博徒は、恒常的な組織を持ち、武器を貯え、縄張り争いで戦闘訓練も為されていた。西南戦争によって旧来の武装勢力である土族が解体された以降では、軍以外の最大の武装勢力は博徒であった。こうした武装集団と農民一揆、自由民権運動とが結合する事を政府は警戒したのである。現に、尾張藩が幕末に博徒を結合して編成した草莽隊は、その後の処遇の不満から自由民権運動に結びつき名古屋事件に関与していった⁶⁰。明治17年(1885)の太政官布告以降は、自由民権運動から分裂した過激派が福島事件を皮切りに、群馬事件・加波山事件・秩父事件・飯田事件、そして名古屋事件を引き起こし、さらに翌年の大阪事件・静岡事件と続いて行くまさにその時であった。

この太政官布告の意図は、第一に博徒と農民一揆、自由民権との分断にあった。当事既に、度重なる禁令によって博打自体を罪惡視する視線がある程度形成されていた。また博徒の行動自体も、一般からは嚙躰を買うものであった。更に国を挙げて富国強兵に励む中、遊情の輩としての博徒は、心情的に支持され難かった。そこで、博徒に低俗で理念の無い分子というスティグマを焼き付ける事で、博徒に対する嫌悪感を強化し、博徒の戦闘力と自由民権運動、農民一揆が結合しない様な風潮を作り上げようとしたのである。第二の意図は処分規則の後半にある。これによって、賭場を開いて賭博をしなくても、“徒党を組んだり”、“武器をたずさへたり”、“近隣に示威行動した”だけで一年以上十年未満の懲罰にできる。これは自由民権運動を意識したものに他なら無い。「性急で極端な賭博弾圧は当時の政治情勢と深く関連していた。たとえ賭博をしなくとも首領の招集に応じた者も処罰するという太政官布告の文言は、博徒でなくても結集したものを逮捕することが可能になった、という所に真意が隠されていた⁶¹」のである。即ち、太政官布告の直接の狙いは、博徒取締まりに名を借りた自由民権運動鎮圧にあった。そして第3の狙いが、処罰規定においての博徒の厳罰化である。著しく重罰を課し、且つ上告を認めない処分において博徒は処分された。政府は博徒を見せしめとして厳罰で処分する事で、民衆における博徒に対する忌避感と嫌悪感を増進させたのである。かくして、従来、「博徒」に対して持たれていた嫌悪感、忌避感は一層強固にされた。そしてこの感情は、「賭博」そのものへも向かっていった。本来、「賭博」は「博徒」の占有物ではない。しかし、博徒に対する強烈なイメージ故に、「賭博=博徒」という意識を植え付け、「賭博」に対する嫌悪感、忌避感を醸造させたのである。

同時に、この明治17年から22年間の6年間は、明治期の競馬が絶頂期を迎え、同時に転機を迎えた時期でもある。増川が「中世から支配者は遊びに興を添えるものとして勝負に賭け、処罰されることはなかった。他方、被支配者層に対しては賭博は規律の弛緩を来すものであり、庶民の怠惰の原因として禁止された。賭博に負けた結果、強盗を行うという理由で、賭博への観点ははなはだ階級性の明白なものであった⁶²」と指摘するような賭博の階級性が、まさに目立ったのもこの時期である。刑法を停止してまで行なわれた厳しい賭博取締まり、それによって賭

博に対する嫌悪感と忌避感が形成されていった。然るに一方では、先に記したような上流階級による貴やかな賭博(競馬)が堂々に行なわれていた。賭博に対する嫌悪感、忌避感が既に完成されていたならば、それは「内面」から律すべき存在となり、上流階級といえども賭博が嗜みとして求められる事はないはずである⁶³。殺人や窃盗等がそうであるように、社会あるいは誰に対しても倫理やモラルとしての問題を形成したからである。しかし、この時点ではこれがまだ形成過程であった。それ故、上流階級や学問教養のある者にとって、賭博は倫理的に問題とされるものではなかった⁶⁴。

しかし、自由民権運動対策として形成された博徒への負のイメージ強化を転嫁されつつあった賭博は、当時、同様に「いかがわしさ」を強く感じさせる鹿鳴館の上流階級とも結びついていった。その為、先のナショナリズムと結合した欧化主義(「社交」)への反感⁶⁵の煽りを蒙った競馬同様に、賭博も反感の対象となりつつあった。従来の競馬に対する新聞報道は大概、「貴顕紳士淑女」の集う社交場的な報道であって、賭博があるのは自明であったとしても、それに負のイメージを付与したものは少なかった。しかし、国粋主義の台頭と賭博嫌悪感の発生により、競馬に付随する賭博自体をも問題視する傾向が生じてくる⁶⁶。そしてこの様に「内面」から律されるべき対象として「賭博」が見られるようになった事の完成を法官弄花事件に見るのである。法官弄花事件とは、明治25年(1892)4月に次のような噂が流れ、それが事実であった事から生じた問題である。それは、大津事件⁶⁷で著名な児島惟謙大審院院長らの大審院判事が、待合いで芸者を交えて賭博を行い、大審院内でその勝ち負けを挨拶代わりに話題にしているとの話であった。児島らに辞職を勧告した「怪文書」が出回り、検察当局が柳橋芸妓18名を取り調べたことから社会の注目を浴び始め、政治問題ともなっていた。しかし、先の太政官布告は明治22年(1889)に既に廃止されており、刑法でも現行犯以外では賭博犯は犯罪とはならない事になっていた。現に7月の懲戒裁判でも児島らは無罪とされていたが、それを許さない状況が社会では形成されていた。それは即ち、賭博をするという行為そのものが、あるいは賭博をしたと噂されるだけで、裁判官のモラルに関わり、辞職に値するという意識である⁶⁸。従来は上流階級の「教養」とすらされた「賭博」を叩くことが、社会的・文化的な状況に対しても「ナショナリズム」の側に立つ「正しい」ことになったのである。ここにおいて、上流階級にとっても「賭博」の意味合いが180度転換し、かつては修養とされたものが、実行せずともそれに関心を持つだけで非難されるべき存在とされて忌避されるようになったのである。

このように、かつては被支配者に対して行った賭博に関連する施策が、経済状態やナショナリズムの台頭と合わさった結果、支配者層の賭博にまで影響を及ぼすこととなった。しかしこの傾向は、富国強兵を至上目標とする国家を益する「労働観」に対して、極めて有効であった。先の、博徒を「遊情の徒」として蔑視する目、即ち、近代化・列強入りを目差して「御国の為」に懸命に働くという「労働観」が、国家によって強調されるようになったのである。

こうして国民を内部から拘束する「博打=悪」という構造が出来上がった事は、「日本型収益事業」の基本を為す。これにより、「悪」を為すには何らかの高邁な「目的」を必要とする事が「内面」から養成されるようになるのである。馬券が賭博であるかについてはこの後も異論が出されるが、「社交」に付随して「イカガワシサ」のイメージを担った「競馬」には、以降「賭博」のイメージが付与される。そして、「賭博=悪」であるので「競馬=悪」であるとの三段論法の下、競馬は「ツール」としてのみ存続が許されるという認識が形成されたのであった。かくして当初、自明の事としてあった競馬をそれ自身で娯楽とする競馬観⁶⁹は放逐され、当初は競馬導入の為のお題目に過ぎなかったかもしれない「目的」を常に別途必要とするようになったのである。これこそ、序章で述べた日本型収益事業の特徴 後段部分の形成過程に他ならないのである。そしてこの構造は、後の(新)刑法の施行と馬券の禁止によって完成されることとなる。

3.3 馬券の登場

ここからは焦点を「馬券」に戻して取り扱っていく。4.1で扱ってきた明治初期の「馬券」は、我々が今日言う意味の「馬券」とは大きく異なる。当時の「ガラ」馬券(ロッターリー)の収益は、極僅か(或いはゼロ)が主催者に払われるのみで、利益の殆どはロッターリー主催者の手に入ってしまうものであった。競馬の開催とは、多額の資金を要するものである。競馬場のコースは広大であり、その維持コストも生じる。また高価な馬匹を用いる為に、その賞金も高額にせねばならない。賞金が低額の場合、出走させようとする馬主(会員)が集まらなくなるからである。競馬主催者の収入は、主として会員の会費と入場料、会員の出走登録料、寄付から構成されるため、どのクラブも慢性的な赤字に苦しんでいた。根岸のヨコハマレースクラブも借地料の支払いにも苦しみ、結局日本人の財政的援助を目論んでニッポンレースクラブに生まれ変わっていた。日本人による競馬も、それ自体では大きな赤字事業でありながら、別な「目的」のツールとして有効であるが故に、陸軍省や宮内省、内務省の予算を費やして開催が行なわれていたのである。

競馬の効用としては、第一にはレースに向けての騎乗技術や調教技術の進歩が挙げられる。九段招魂社競馬、御所競馬の目的はこの要素が強い。その次は、馬匹需要の創出である。特に社交的意味合いが競馬に付された場合、活躍馬を所有する事は大変な名誉になる。すると多額の出費をしてでも優駿を獲得しようとする会員が増加し、それによって馬匹価格が上昇すると共に市場が拡大する。その結果として馬産が拡大し、本邦全体の馬匹改良が進展するであろうとの目論見が成されていた。加えて能力検定としての役割も勿論存在する。

しかし、社交としての競馬の崩壊によって、会員が馬を所有するインセンティブは失われてしまった。当時の競馬会の収入は、主に入場料と会員の会費、寄付等であったので、会員の減少は死活問題であった。会員の減少は出走頭数の減少につながり、それは競走の興味を殺ぎ一般入場者も減らす。共同競馬も興農競馬もこのパターンによって崩壊していったのである。後に触れる状況ほどには馬匹改良の逼迫性が薄い状況では、財政緊縮期にあたっては馬産や競馬に対する援助が打ち切りや削減されるのも当然であった。明治18年(1885)秋季以降、根岸競馬も日本側からの金銭的及び馬匹供給がかかる理由で断たれた事によって、瀕死の状態にあった。

その窮地を救い、以前以上の繁栄をもたらしたのが、パリ・ミチュエル⁷⁰(Pari-Mutuel)方式馬券の導入である。パリ・ミチュエル方式は1882年に一度、横浜でもロビンソンによって発売されていた。しかし準備不足と不慣れのために発売締切後でないオッズがわからず、不評で中止されていた。従って今回、パリ・ミチュエルを円滑に発売し、且つファンの支持や信頼を獲得するためには技術的な諸問題をクリアする必要があった。例えば、偽造を許さないような馬券の準備、発売中のオッズの表示、レース後の迅速且つ正確な配当の計算などが不可欠であった。

このパリ・ミチュエル方式は様々な利点を持ち、今でも世界の多くのギャンブルで用いられている。現在、「日本型収益事業」のソフトとして行なわれている全ての事業も、この発売方式に依っている。その利点の一つ目は、主催者やオーナーの不正排除が容易な点である。横浜の競馬のロツタリーではかつて、支那馬購入資金回収手段の一環として、馬主の馬券での不正行為(出走取り消しや談合による単走等)が慢性的に問題になっていた。パリ・ミチュエル方式では、出走取り消しになった場合はその金額は返還されるため、この問題は解決された。また悪徳ブックメーカー等が的中金を払い戻さないといった心配も解決される。更に、主催者の収益がレースの結果に左右されない為に、主催者がレース結果に対して人為的な操作を挟むという懸念を解消させるものでもあった。その結果、顧客は安心して馬券を購入できるようになったのである。

しかしそれ以上に大きいのは、主催者に安定した多額の収益をもたらすという事である。パリ・ミチュエル方式によるならば、主催者の手元にはレース結果に関わらず一定割合の収益が確保できる事となった。その結果、主催者は安定して事業を行う事ができ、施設を改善したり多額の賞金を供せるようになる。その結果、会員の方にも競走馬を所有し、出走させるインセンティブが強く働くようになる。賞金で馬代金を回収できる目処が立つ事で、会員も高額な馬匹の導入を進めるようになったのである。明治27年(1894)には、豪州から競走馬が輸入されるレヴェルまできたのである。かくして、危機的状況にあった根岸競馬は明治21年(1888)秋季開催から、現在の馬券発売と同様のシステムであるパリ・ミチュエルを導入して自ら発売し、1600\$の売上を収めたのである。1枚1ドルの単勝馬券で、クラブに入る手数料は1割であったから、従来の収入とは別に更に160\$の収入を確保したのであった。こうしてクラブの状態は好転し、日本人による保護が必要ない財政基盤を整えていく。

但しこれは後に問題とされるが、パリ・ミチュエルは(旧)刑法第262条の「富くじ」に該当する性質のものであり、治外法権の横浜であったからこそ可能であった。現にこれに類する形で、観客から入場料を徴収し、代わりに景品を賭けるという「抽籤券付前売入場券」が興農競馬で試された事があった。2日間の入場料を半額にした入場券(20銭)を発売し、その売上の5000円分までは経費と賞典の増額に振り分け、超過の売上分は購入者への40銭~20円の「景品」にあてようというものだった。この券は人気を博し、明治14年(1881)12月の開催では2万余枚を売却し、場内も満員立錐の余地がないほどであったという。明治14年当時に行なわれていた賭けは、会社経済に何ら貢献するものでなかったが、この「抽籤券付前売入場券」は主催者の収入となって財政に大いに貢献が期待でき、以って競馬の振興に寄与できるはずであった。しかし、フィリピンのマニラ政庁の発売するマニラ・ロツタリーが横浜、築地経由で発売され大流行した為、明治15年(1882)には太政官布告第二十五号で富籤及びその類似行為の取締りまでもが強化されてしまった。「抽籤券付前売入場券」もその煽りを受け、挫折してしまっていたのである。従って、治外法権の横浜以外においては、パリ・ミチュエル方式は有効とわかっていても発売できなかったのである。

第四節 軍事ツールとしての競馬

社交ツールとしての性格を付された競馬が、社交自体への反感の中で政府の支持を失っていった過程は今まで辿ってきた次第である。ところが政府は、新たな理由から競馬を振興する必要に駆られる事となった。それは「軍事」

目的のツールとしてである。帝国主義時代において、馬匹能力の水準は陸軍力に直結するものであることは先に触れた。過去の歴史において、日本は国土が狭量で山地が多く、また十分な馬匹数を確保することが困難であったがために、兵器としての馬匹の重要性は欧州に比して低かった。その結果、馬匹改良に対する取り組みが本格的には行われず、品質も悪かった。江戸時代の馬匹生産が、当時の日本人の平均身長に適するように四尺五～六寸の馬匹を重視したこともこの要因となっていた。しかし、江戸時代まではそれで十分に用を足していたのである。日本の小規模な農業では、家畜の利用も西欧ほどの重要性を持たず、しかも小規模区画の日本の耕地を賄えば十分であった。また道路網が整備されずに馬車という概念を欠く文化では、それに対応する馬種を改良、開発する必要性は薄かった。

しかし、陸軍は軍隊の近代化を通じて馬匹改良の必要性を痛感する。軍隊という近代を象徴する組織では、近代の求める身体性も求められた。馬匹にも、本邦の馬事文化では今まで概念になかった様々な能力や技能、曳航力や牽引力、ドレッサージュのような馬技、側対歩ではない駈歩等が求められるように為るが、そういった能力を当時の在来馬は有していなかった⁷¹。そこで陸軍はやむを得ず、体高4尺5寸以上のまだマシな水準の馬匹を軍馬として選んだが、それすらも確保に困難を来したのも先に触れた次第である。また新たな身体性への対応は将兵にも求められていた。そこで、将兵に対しても馬技を奨励し、騎乗技術、調教技術を高めるべく競馬が振興されたのである。

同時に競馬を通じて、馬を調教し、能力を選別するというも行なわれるように為る。帝国主義時代までは、一国の陸軍力、軍事技術水準に馬匹の及ぼす影響は大きく、優秀な馬匹の改良維持は不可欠のものであった。然るに我が国においては、総馬数こそ在来種を含めれば十分な数が存在したが、その体力、性質等は劣悪であり、軍馬需要に到底耐えるものではなかった。そこで陸軍省、内務省、宮内省は洋種馬を導入して馬匹改良を試み、それを促進する為にも競馬に参加していった。

だが、近代に至るまで、日本人には決定的に「血統」の概念が欠けていた⁷²。そのため、明治5年(1872)には外国から種馬を始めて輸入したものの、「西洋の文物が維新後に輸入された様に、唯西洋の馬が良いから其の種を輸入したならば、日本の馬も改良されるであろうと云ふような、至って漠とした考えに過ぎなかつたのである⁷³」という状態であった。繁殖も野合による自然繁殖を前提にしており、血統の更新や品種の改良は遅々として進まなかった。せっかく輸入した高品質のサラブレッドにしても血統書を蔑ろにして、「ミラ」のような所謂「サラ系」を生み出すような事態に陥っていた。

陸軍の方も、当時の欧州は普仏戦争の時代であり、概して騎兵の振るわない時代であった。そのためフランス式に我が陸軍の範をとった結果、騎兵に関して比較的熱意が薄かったことは想像に難くない⁷⁴。また、当時の馬匹需要の計量は、軍事面では内地防御の範囲で計算されていた。我国は地形上、山地が多く、多くの軍馬を作戦上使用することは少ない。その為、計量を国内戦に基づいて行ったのでは需要量の測定は少なくなり、改良増殖の必要性を低く評価されてしまう。農業での利用に際しても、我国の農地は小規模であるため、人の口に議論されるほど、馬匹改良の必要に迫られていなかったのである⁷⁵。

ところが、明治政府当初の至急の政策目標であった列強からの国防が達成され、次なる国家目標が大陸進出となるに及び、日本陸軍の用兵戦略は一大転換を強いられる⁷⁶。用兵の基本目的が国土防衛である間は、狭量で平野に乏しい日本の国土での防衛戦闘を念頭に、鎮台方式⁷⁷に沿った軍備が採られていた。当初の馬種の計量も、これに基づいていた。しかし広大な大陸に進出することを想定した師団制⁷⁸に移項するに及んでは、その軍備を一変する必要が生じた。馬匹改良の必要性も、そこから大いに増した。これは「之の一事軍事計量のうちでも殊に馬に就いては、実に破天荒の大事変で、当局者は、非常に苦しい経験を舐めさせられたものであつた⁷⁹」という程、大変な事であった。陸軍は積極的に各種競馬に馬匹や将校を参加させて技術の習得に努めた。軍馬に関しても明治19年(1884)に選別基準を定め、明治26年(1891)にはそれを基に軍馬補充所を設置する等の努力はしていた。しかし、改良の方法論が確定していなかった。洋種の輸入にも計画性が無く、「一回雑種も不注意な交叉繁殖、制裁無き劣格な内国産種牡馬の濫用により、その体型を一変して退化の傾向にあったのである」。更に各々の追及する馬匹も、陸軍省は欠点の無い軍馬を、宮内省は美しい逸物を、内務省は一般に馬質の良好なものを、と三者三様で、国家としての統一した改良方針が無い為に、効率も上がるはずもなかった⁸⁰。その状態で明治29年(1894)の日清戦争に突入することとなった。清は騎馬民族であり、明を滅ぼしたことで有名な満州騎兵は当時、欧米人も敬意を払う程であった。一方、我が軍は騎兵隊を構成しうる馬匹が極めて少なく、騎兵戦力は極めて乏しかった。また鞍馬、曳馬も極めて不足したが、それでも兼ねてから育成していた軍馬と戦時徴発した民間の優良馬2万5千頭を大陸に輸送した。しかし国内トップクラスの馬匹ですらも、その品質は劣悪で役に立たず、任務に人夫を用いざるを得ない程だった。これは極めて不経済のみならず、極めて危険であった。近代総力戦を戦いうるのに十分な量の馬匹を確保するには、国内の総馬匹の品質を高める必要があった。さらに国民の馬事思想の薄さから来る兵卒の馬匹取扱いの劣悪さ(殊に都市部出身の兵は馬匹の扱いに慣れていなかった)は、気性に問題のある日本馬を更に問題あるもの

としていた。馬とのつき合方にしても、軍馬を甘やかすか虐待するかという有様で、近代的な馬事思想というものが全く浸透していなかった。馬匹の性能面のみならず、人間の方の対策も求められる所となったのである。

だが日清戦争では、近代式装備と火器を備えた軍隊に対して、旧来型の満州騎兵はもはや優位性を保ち得なかった。その為、日本軍の騎兵は編成上、甚だ微弱であったのにも関わらず、その任務を果たすことができた。しかしそれ故、その後の馬匹改良が大きく遅れる一因にもなった。「騎兵としては、支那兵に対して左程の欠陥を認めなかったが、砲兵として、又輜重兵として、能く軍隊の威力を発揮するといふ点に至っては、甚だ困難を感じた次第であった⁸¹」のにも関わらずである。特に輓馬の改良は必須であった。

戦後直後の明治28年(1895)6月、藤波言忠子爵による「馬匹改良意見書」で促されたこともあり、10月には戦前から構想されていた総合的馬政を考える「馬匹調査会」が設置された。その答申では、「馬匹改良は国防上の必要に基き乗、輓、駄の各用途に適切なる馬匹を産出する」という「馬匹改良の方針」が定められた。それに基づき全国に種馬牧場⁸²を2~4個所設けて種馬の繁殖を行ない、種馬所⁸³10~20個所、種馬育成所1個所⁸⁴を設置して民有の牝馬に種付けさせることとした。明治29年(1894)には、奥羽(青森)九州(鹿児島)に種馬牧場が、岩手、熊本、宮城に種馬所が設置され、種馬所は年々増加される。種馬牧場は国有種馬の繁殖育成と民有馬の改良を、種馬所は民有馬の改良を目的とする。明治30年(1895)には種馬の海外購買を実施し、洋種による体型改良に着手した。こうして在来和種の混血による改良が行なわれる事となった。従来は下総や新冠の種畜場等(後に御料牧場)のみで生産されていた雑種馬が、各地で生産されるようになったのである。加えて軍馬補充部条例が定められ、更には主要な馬産地に軍馬補充部が置かれることともなった。

しかし、すぐに効果が表れる訳ではなかった。明治33年(1900)の北清事変では、日本在来和種の体格、能力、気質全てに及ぶ劣悪さを痛感する事となる。(表1)近代兵器の博覧会とも言うべき状況になった北清事変において、帝国陸軍は諸外国にそれ程引けを取らない能力を示した。陸軍の精強さは列強にも評価されたが、軍馬だけは例外だった。日本軍の軍馬は「馬のような格好をした猛獣」と列強の軍隊に評せられるほど酷いもので、馴致調教もできていない為に輸送の際にも暴れ、列車での輸送を外国士官に拒否されたほどであった⁸⁵。その為、去勢法の必要性が認識されることとなり、戦後に発布されることともなった。各国の軍馬と比較するにつれ、事変後の馬匹改良の必要性は益々痛感させられるところとなったのである。

表1 日独仏軍馬比較表⁸⁶(北清事変時)

区分、国	日本	ドイツ	フランス
騎兵乗馬の体高(cm)	141.6	159.6	155.1
砲兵輓馬の体高(cm)	142.2	162.6	157.5
速度(m/分)	210	240	240
この速度で10kmの馳駈	不能	可能	可能
馳歩(m/分)	300	480	440
砲兵輓馬の体重に対する輓曳力(kg)	328.8	478.8	478.8
実際の輓曳重量(kg)	313.9	373.8	398.9

それでも、馬匹の改良は遅々として進まなかった。洋種による改良を進めたにも関わらず、日清戦争から日露戦争までの間で、国内総馬数に占める在来和種の割合は6%しか減少しなかったのである。(次頁、表2参照)去勢法が発布されたとはいえ、去勢の文化の無い我国ではその普及には時間が必要であった。また、当時の財政状況も、戦後経営の為に極めて苦しかった。陸軍・農商務両省が馬匹改良費を大蔵省に要求した際にも、大蔵省当局の意見は、「国費多端の場合に付き本経費は、臨時軍事費財源に充てたる剰余金の内を流用するならば、支弁の途なきにあらざるも、他に余裕なく、強て三十年度以降に跨る継続費として之を要求せんには、増税に求むるより他に方法はない、併し馬匹改良費の為に新税を求むることは、計量上困難なる許りでなく、政策上其の當を得ない⁸⁷」との見解であった。勿論、来るべき世界の陸軍国ロシアとの戦争では、今まで以上の機動力と火力が必要とされることは明白だった。戦線の拡大は当然予期できるものであり、現代で言うならばトラックや戦車、ジープに相当する活兵器としての馬匹水準は、当時の意識から言えば日本民族の存亡にも繋がりがかねないものであったはずである。しかし、日清戦争において現状の馬匹で勝利してしまった為、財政困窮の折りには馬匹改良の必要性が軍部以外には納得され辛かった。更には、血統概念を欠き、馬籍も確立する以前の段階では、有効な馬匹改良の方法も持ちえなかったのである。

この様な状態で、世界の陸軍国ロシアとの戦争が明治37年(1904)に始まる。この戦争では日清戦争よりも遙かに戦線が拡大し、補給線も伸びて馬匹の重要性は大きくなっていった。更に火器が大型化し、ますます大量の馬匹を必要とした。陸軍省の軍馬3万頭では当然間に合わず、民間からの徴発や購買を入れて17万2千頭が準備され

た。それでも戦闘が一年間継続した場合には馬匹資源が枯渇し兼ねない状態であった為、急遽オーストラリアから1万頭を輸入したほどである。更に、上陸した朝鮮、満州における悪路での強行軍によって、戦闘前に挑発した多くの軍馬が早くも損耗していく有り様で、現地にて支那馬を調達せざるを得なかった。当時の馬政水準は、戦時において必要とされる馬匹の動員体制すらままならないものであったのである。戦闘においても、ロシアの優秀なコサック騎兵に苦戦を強いられる。日本騎兵は強力なロシア騎兵に対して善戦したが、その絶対数の不足から苦境に立たざるを得なかった。騎兵に用いることのできる馬匹量の圧倒的な少なさ、質の悪さは如何ともし難かった。欧州のある兵法家も、「奉天会戦の際日本軍にもし新鮮な騎兵一師団があったら、恐らく露国は無条件降伏をいただろう」と言ったという⁸⁸。日露戦争に際しては、秋山好古らによって日本騎兵の礎が築かれたが、その効果を最大限発揮させるためにも馬匹改良が急務であった。開戦時の馬匹の質、量から、このような事態は当然予測可能であった。

御自身も乗馬をこよなく愛され、馬事にも御造詣の深かった明治天皇から、かくして開戦直後の4月、陪食に際して馬匹改良の勅諭が出されることとなる。それを受けて、戦時中にもかかわらず臨時馬政調査委員会が組織され、「馬匹改良30年計画」が定められることとなった。その結果、戦後直後には明治天皇の詔を報じ、国家事業として馬匹改良事業が進められることとなった。これは、まず計画の30年間で18年間の第一期と12年間の第二期に別け、第一期では全国総馬数150万頭の確保を目標とした。そのうちの1/3を改良雑種化して体高の大型化等を達成し、そこで改良された品種を基に後期12年の更なる改良を目差すものであった。その為に3個所の種馬牧場と15個所の種馬所、1個所の種馬育成所を国有として設置し、国有馬を全国総馬数の0.1%にまで増やす事を目指した。それを以って全国産馬の改良繁殖に供し、また中央に全国の馬政を統一（従来の農商務、宮内、陸軍各省まちまちの施策を体系化する）して管轄する「馬政局」を設けた。更に馬政に関する諮問機関として、「馬政委員会」が設けられた。陸軍の馬政は、平時においては軍隊及び役所繋養の軍馬に適切な訓練を施して能力の発揮を期し、戦時に際してはこれを基幹として民間より徴発した多数の馬匹を同化訓練するものであり、国内中の民間繋養馬の品質向上も必要だったのである。

表2 本邦馬匹の馬種別経年変化(%) (武市、前掲書263頁より)

年次	在来和種	雑種	洋種
明治21	99	0	0
22	99	1	0
23	99	1	0
24	99	1	0
25	99	1	0
26	99	1	0
27	99	1	0
28	99	1	0
29	98	2	0
30	98	2	0.1
31	98	2	0.1
34	95	5	0.1
39	88	11	1
39~43 平均	83	16	1
44	74	25	1

150万頭の確保とその1/3の雑種化と言うのは、官営牧場だけの手では到底成し遂げられるものではない。そこで民間の産馬熱を高め、民も巻き込んでの馬匹改良を行わねばならなかった。馬匹調査会では、民を巻き込む為の良策を求めて諸外国の政策を調査した結果、馬匹改良の唯一無二の方策は競馬の奨励であるという結論に達した。そのメカニズムは、賞金を供する競馬を開催する事によって、競走馬への投資が回収できるようになる。すると競走馬を所有する民間人が増え、馬匹の需要が増して価格も上昇する。それによって馬産も振興され、民間牧場も積極的に馬産、品種改良を行う。その結果、高額な外国産馬が多数、競走用や繁殖牝馬、種牡馬として民間資本によって輸入されるようになる。外国産馬は、政府による導入だけでは数量的に到底不十分である。更に、競馬によって能力検定を行う事で、外見だけではなく、心肺機能等の総合的な能力が判断できる。能力的にも優れた優良種を繁殖に供する事で、馬匹改良の効率も上がる⁸⁹。そして、国内で優秀な成績を収めた馬匹が多数誕生し、それらを国内各所に配する事で、品種改良用の種牡馬を全国に配せる程に確保できるようになる。このような一連のプロセスを作り上げるには、競馬しかないのである。従来の日本では、馬匹の大量購入先といえば軍馬しか存在せず、しかも軍馬はさして価格が上昇しないものである為、民間に馬匹を改良しようという意欲を喚起させられなかったの

である。このプロセスを確立すべく、各府県に産馬組合を奨励し、競馬会を組織させたり、そういった競馬会や祭典競馬に補助金を与えたり、競馬場裡の博戯を公許する等の案が検討された。

かくして、競馬は国家の後押しを受け、馬匹改良のツールとして再度整備されることとなったのである。ここに「鉄床で鍛え上げられた馬と馬事文化⁹⁰」である我国の競馬事業のルーツを見る。「戦前に行なわれていた競馬の目的は、馬改良の原々種サラブレッドの能力検定と解釈するのが正しく、国民の生活に余裕を与える目的で、レジャーのため、あるいは公営のギャンブルとして行なわれていたのではない⁹¹」のである。

第五節 馬券黙許

かくして、元鹿児島県知事で中央産馬会事務長の加納久宜子爵を中心に、宮内、内務、陸軍省で協力し合い、東京競馬会が国策として組織させられた。陸軍省は競馬を軍馬の補充と資質改良に益ありとみなし、実務担当として陸軍中尉安田伊左衛門を送り込んだ。政府としては、各地に設立される競馬会の模範を東京に設ける意図であった。しかし競馬会を設立する段になり、その趣旨に賛同する者は多くとも、資金の確保に困難を極めた⁹²。そこで政府は、馬券の発売を黙許することによって運営資金を支弁させることとした。従来の共同競馬、興農競馬の没落の経験や、馬券を発売して成功しているニッポンレースクラブの例からも、常設競馬に馬券は不可欠であった。

当初、陸軍省は「競馬場裡の博戯(馬券)」を「公許」とする方向を唱えたが、刑法に例外規定を設けることに反対する司法省との折衝の結果、治外法権撤廃後の横浜と同様の例外的黙許という形に落ち着いた⁹³。その為、特別法を制定して刑法の違法性を阻却するという「日本型収益事業」の法的メカニズムは、ここではまだ見出すことはできない。この当時、既に(旧)刑法の賭博に関する規定を改正する方向に省内の大勢が定まっていた司法省としては、この時点から競馬には反対であったのである⁹⁴。そこで、公許ではなく黙許とする事で調整が図られた。その結果、12月には関連する農商務・内務・陸軍・司法の四大臣によって馬券を黙許する旨が合議され、押印文書化されたのである⁹⁵。国内では明治13年(1880)の旧刑法公布によって、公然賭博は禁止されていた。だが根岸競馬では、治外法権の関係で明治15年(1882)以来馬券が発売され、治外法権撤廃後もイギリスとの外交上の配慮から黙許されていた。それを先例として、黙許と言う形で整合性をつけたのである。合議書の「付箋」における「馬の体格により勝敗に就いて自己の主張を確保するが為に些細の金品を賭けるが如きは取差支はなからう⁹⁶」との規定に基づいて、「付箋」の条件に適用する場合のみ、馬券は黙許されるという論理で四者の合意を見たのである。ここで、法許ではなく「競馬賭事取締まりに関する農商務、陸軍、内務、司法大臣議定書」による黙許としたことは、後に馬券禁止の要因となってしまう。

またここには文章化されていないが、馬券には日清日露戦争において見られた兵卒の劣悪な馬匹取扱いを是正する為の、馬事思想涵養手段としての目的も付されていた。馬券は馬匹改良にとって有益であるが故に黙許されたのであり、間接的にも国民に馬事思想を広め、戦時の軍馬の取扱いに少しでも理解を深める効果を持てばと期待されていた。馬券には誕生時から既に、上から与えられた軍事的な性格が含まれているのである⁹⁷。この合議書中には、「観客これをもって爽快の娯楽と為し、相俟って爽快の流行を致しその盛況を極むる」と競馬の娯楽性についての言及も見られる。しかし、勿論これが主目的ではなかった⁹⁸。その意図は純粹に能力検定の場の提供であり、「競馬施行によって国民の馬事思想の普及をはかり、相当額の賞金を優勝馬に授与して生産者の良馬生産と馬の資質改良を促進せしめること⁹⁹」にあった。サラブレッドは血の固定化、品種改良のために必要であり、民間にその輸入を促進させ、軍馬以外にも多量の馬匹の需要を創出することが求められたのである。この時期は、競馬におけるそのような「直接的効用」が競馬の役割として期待され、そのツールとして競馬は振興されたのであった。競馬倶楽部の益金については、馬事振興に供すべく定められてはいたが、現在のようにその利益を他に転用すべく期待してのものではなかった。この当時は、馬券の控除率やその用途についての規定は見られず¹⁰⁰、余剰金の幾分かを産馬奨励に使用するようだけ定められていた。かくして、日本の「近代競馬」は、娯楽・レジャーとしてではなく軍事的な手段として再び歩み始める。

この合議書で実質上の馬券発売の担保を得たのを受け、明治39年(1906)12月、閣令第九号でもって産馬奨励規定中に競馬会に関する規定が設けられた。これによると、民法第三四条による法人(社団法人)の競馬会で、馬匹改良上有益と認められるものに対しては褒賞を授与する事になった。また同月の閣令第10号「競馬開催ヲ目的トスル法人ノ設立及監督ニ関スル件」でもって、一マイル以上の馬場の整備や施設の整備、毎年の新馬導入、年二回以上の開催等が義務づけられた。これは利益追求を目的とする競馬の開催を禁じ、あらかじめ定められた条件に合致する施設をもつ団体にだけ、馬券を伴う競馬施行の権利を与えようとするものである。

ここで忘れてならないのは、当時の競馬会は民間会社であったということである。これはフランス以外の先進国では、今でも当然のことである。現行「日本型収益事業」のように、競馬が国家100%出資の特殊法人や地方政府の直営で営まれているのとは、大きく異なっている。軍事的なツールとして競馬が振興された当初と現行制度の

間には、このように制度面での連続性が見られない。ではその変化はいつ、いかにして生じたのか。本稿はその変容過程を追って解明していく事を目的とするのである。

明治39年(1906)11月24日、東京競馬倶楽部の池上競馬場において、日本人の倶楽部による、馬券発売を伴う、記念すべき第一回の競馬が開催された。設立当初、日本人にあまり馴染みのない「近代競馬」が受け入れられるかが懸念されたが、実際に開始されると競馬場は大盛況であった。明治40年春季4日間の競馬場売上げは、当時の巡査の月給が15円の時代に、池上競馬が200万円、川崎競馬が190万円をはじめ、全競馬場で1340万円にも昇った¹⁰¹。当時の馬券(アナ)は1枚5円、ガラが10円であった。馬券発売が儲かる事が判明すると、競馬会設立の申請が濫立し、馬券黙許以来の2年間でその数は200余件にも及んだ。その結果、政府の黙許政策によって日本各地に競馬会が設立され、一年間で競馬場数は15に及んだ。(表2)根岸競馬も「日本レース・クラブ」を経て「日本レース倶楽部」となり、日本の民法に基づく社団法人格を持つ競馬会となった。

(表2) 黙許時代の競馬会と競馬場、馬券発売状況(:開催 :臨時)

競馬倶楽部名	39秋	40春	40秋	41春	41秋	競馬場名
北海道競馬会						札幌競馬場
函館競馬会						函館競馬場
越佐競馬会						関屋競馬場
総武競馬会						松戸競馬場
武州競馬会						小山競馬場
日本競馬会						目黒競馬場
東京競馬会						池上競馬場
東京ジョッキー倶楽部						板橋競馬場
日本レース倶楽部						横浜競馬場
京浜競馬倶楽部						川崎競馬場
藤枝競馬倶楽部						藤枚競馬場
京都競馬会						島原競馬場
鳴尾速歩会						鳴尾競馬場
関西競馬倶楽部						鳴尾競馬場
東洋競馬会						戸畑競馬場
宮崎競馬会						宮崎競馬場

しかし、これに目を付けた馬匹改良を目的としない施行者の濫立が生じた。本来、政府の定めた競馬規則では、非営利団体でなければ競馬を開催することができない。それにも関わらず、別の営利会社等を設立し、それを施設の所有者に祭り上げた。そして馬券売上から賃料の名目で多額の資金を流用し、暴利を貪る主催者が続出したため、競馬は世間の非難を浴びることとなった¹⁰²。その中には、公正な競馬を行わないものもあった。メートルと呼ばれる票数表示の疑惑や、投票締め切り後にクラブ役員が馬券を持ち出した等の疑惑を生み、それは新聞の攻撃材料ともなった。騎手や馬主の不正行為も明らかになり、大穴となったレースで騎手が勝負服のまま払戻しを受けている光景も目撃された。

当時は観客、施行者ともに競馬に不慣れなこともあり、騒乱事件も頻発した。東京近辺では、馬券発行に手慣れ

た横浜の外国人に発券業務を請け負わせたた為に、大過なく競馬開催が行なわれたが、新潟や京都では、馬券の計算を間違えて大紛争が発生していた。だがこれも両面性を有するもので、「横浜競馬では以前から馬券を発行したが、わが邦人のあいだには、さまで注意をひいた模様も無かった。その理由の一つは、横浜地方の人々は馬に対してなんら興味をもっていなかったこと、競馬の方法がそれ自体整備していたので番狂わせの競走も少なく、したがって勝馬の配当金も人々の注意をひくほどの多額にのぼらなかったからであった。ところが池上競馬では、出場馬匹の資質が非常に雑多で、番組の組み合わせも職員の不慣れから公平でないものもあったので番狂わせが頻発し、はなはだしいのは、一枚五円の馬券で数百円の配当を得たものもあったほどであった¹⁰³」というように、熱狂を加熱させる要因ともなったのである。

これに対しては、当然のように弊害が生じた。馬券の購入が無制限であった為、「賭け」への熱狂で身を持ち崩す人間が増えたことである。「何等馬匹を鑑定する素養のない者が、一時の僥倖を期して馬券に熱中し、勝てば更に買ひ、負ければ自暴自棄になって罪を傾け、場内に酒をあふつて芸を食とする夫人と狂ひ、遂には身を誤って所謂競馬ゴロに墮落し、或は必勝を希ふの余り騎手を買収せんと試み、以外に得た払戻しの大金を一夜に遊蕩に費やすなど、成程良識者の眉を顰めそうな弊害や犯罪がかなり頻々と生じた」のである¹⁰⁴。賭けに熱中し過ぎて破産する者が現れ、それが新聞によって大袈裟に叩かれることとなった¹⁰⁵。国民の教育水準や馬事思想の普及も不十分であり¹⁰⁶、近代文明社会への過渡期であったため、競馬で破産するものが続出したのである。議会でもこれを見過ごす事は出来ず、競馬の弊害が問題とされる事も合った¹⁰⁷。

政府も対応策を取らなかった訳ではない。明治 39 (1906) 年 12 月には、所謂「ガラ」馬券を禁止している。ガラは馬匹の鑑定眼に依らない全くの偶然によるものであったから、先の司法省の論理からすれば賭博なのである。その結果、黙許される馬券は通称「アナ¹⁰⁸」という馬券のみとなった。明治 41 (1908) 年 3 月には、馬券を一枚 5 円から 10 円に値上げして、庶民がうかつに手を出せなくする事で射幸心増長の弊の抑制を図り、同時に入場料を高額にさせて中流以下の階級を排除させようと試みた¹⁰⁹。また馬政局通達によって、開催回数を年二回以上としていたのを、春秋の二回に限定して狂乱の拡大を制御しようとした。しかし、日露戦争後の民意弛緩と、初めて登場した“お上公認の博打”の出現とによって国民の競馬熱狂は止まなかった。(表 3)

(表 3) 馬券黙許期池上競馬場売上状況

年次	明治 39 秋	明 40 春	明治 40 秋	明治 41 春
開催日数	4	7	4	4
競争回数	37	77	44	44
入場人員	15,500	28,000	21,300	16,899
馬券発行金額	960,000	1,877,000	1,580,000	2,021,660
一日平均	24,000	268,142	395,000	505,415
一人平均(万円)	61.94	67.04	74.18	119.63

馬主や騎手の不正行為も少なくなく、最初は将校を競馬に出場させていた陸軍も、この風潮では協力しづらくなっていった。軍人が賽を背にしつつ競馬をしている風刺画が新聞に掲載される等、社会の批判が一定の水準に達するに及んでは、競馬から将校を引きあげざるを得なくなる状況に陥るに至った。

かくして、我国で様々な目論見の為のツールとして発売された馬券は、国民的熱狂と悪評、社会渦を生むこととなった。これは、法官弄花事件において見られた賭博への嫌悪感を更に強化させる事となる。これらの醜聞に対して、司法省からは警告が発せられる事となった¹¹⁰。更に、この後の新刑法の公布に伴って、産声を上げたばかりの日本の競馬は、大きな曲がり角を迎える事となるのである。

- 1 立川健治「日本の競馬観(一)~(三)」『富山大学教養部紀要』24 巻 1 号、2 号、25 巻 1 号(富山大学教養部、1991~2)
- 2 同論文。
- 3 立川の競馬に関する業績は序章で触れた学術論文の他にも、雑誌『書斎の競馬』に連載した一連の「失われた競馬場を訪ねて」『書斎の競馬』第 1 号~14 号(飛鳥新社、1994~2000)や『競馬の文化村「もきち倶楽部」メールマガジン』に連載中の「文明開化に馬券は舞う」(2002 年 12 月現在で合計 108 回に及び)等がある。
- 4 “YOKOHAMA AND ITS CHANGES” *Japan Weekly Mail*, March.23.1872 には、1860 年当時の回想記事として

- 「日本にやって来ている外国人たちが集まり、最初の競馬大会が開催された。馬蹄形のコースが、堀川（creek）の向こう側に作られた」旨が書かれている。従来は、この翌年の文久元年の州干弁天社裏での競馬が最古のものとしていたが、（早坂昇治『競馬異外史』（中央競馬ピーアールセンター、1987）P14 等多数）この新聞記事や日高嘉継・横田洋一『浮世絵 明治の競馬』（小学館、1998）P8～に引用されるフランシス・ホールの日記における「今日は、日本における西洋文明伝播の歴史の上で、初めて競馬が開催された日として記録されるだろう」との記述からして、1860年を初回とするのが正しい旨を立川健治が検証している。立川健治「文明開化に馬券は舞う 第38回」『競馬の文化村「もきち倶楽部」メールマガジン』。ホールの日本滞在日記は1992年にプリンストン大学から発刊されている。
- 5 F.H.Terner “Origin of the Yokohama Race Club”, *THE NIPPON RACE CLUB, YOKOHAMA RACE CLUB 1862-1912*. (鈴木健夫『日本レース・クラブ50年史』（日本中央競馬会、1970）所収。
 - 6 “YOKOHAMA RACES SPRING MEETING, 1862, TO BE HELD” 1st AND 2nd MAY, *Japan Herald*, April 26, 1862. 当時の競馬は、開催日は居留地全体が祝日になる催しであった為、新聞にも盛んに競馬に関する記事が見受けられる。
 - 7 立川健治「文明開化に馬券は舞う 第49回」『競馬の文化村「もきち倶楽部」メールマガジン』。
 - 8 「横浜居留地覚書」横浜市編集『横浜市史 資料編3』（横浜市、1964）収集。
 - 9 末広町に住む豚肉営業鉄五郎方より出火、関内の大半である外国人居留地四分の一、日本人町三分の一を焼失した火災。豚肉屋から火が出たので、「豚屋火事」と呼ばれる。
 - 10 立川健治「文明開化に馬券は舞う 第82回」『競馬の文化村「もきち倶楽部」メールマガジン』。
 - 11 芝田清吾『競馬』（東文堂、1924）P52。
 - 12 例えば、長崎でも安政6年（1859）の開港以来、横浜同様にレクリエーション施設、特に競馬場の要望が居留民から出されていた。しかし土地買収の難航や費用負担、借地料前払いの件や候補地の選択、競馬場へのアクセス道路の整備費等の問題から行詰まり、結局、競馬場設置案を放棄して遊歩道設置に転換することとなった。幕府の崩壊でこれは実現しなかったが、居留地対策を重視した明治政府の手によって明治3年（1870）に完成している。立川健治「文明開化に馬券は舞う 第84～89、95～99回」『競馬の文化村「もきち倶楽部」メールマガジン』。
 - 13 神戸の競馬については、立川健治「神戸居留地における競馬（一）（二）」『富山大学人文学部紀要』第25,26巻（富山大学人文学部、1996～7）に詳しく触れられている。
 - 14 HiogoNews、1・16、1869.
 - 15 横浜同様に神戸の競馬でも、支那馬中心の競走体系をとるか日本馬中心にするかの路線対立を巡る対立があった。
 - 16 夫人財囊競走（Ladies' Purse）は、競馬の本旨に則った競走で、社交としての競馬では最大の目標となるものであった。「紳士」は自身が所有する馬に自ら騎乗して競走することが義務づけられていた。賞金は競馬場に来場した貴婦人の私財（個々の財囊から供出される）が授けられる。レース終了後、勝利者の「紳士」は厳かに貴婦人の前に進み、貴婦人から名誉を称えられ賞金を受け取るという栄誉を授けられる。この儀式は、当日の競馬のクライマックスであった。これには、「騎士」の心の拠り所は貴婦人への献身的な愛にあるという伝統（Milward, Peter / 別宮貞徳訳『イギリス人と日本人』（講談社現代新書、1978））P183～があると思われる。「騎士道」の理想は「紳士」に受け継がれたが、「騎士」とは文字通り「馬」とは切り離せないものである。
 - 17 立川健治「失われた競馬場を訪ねて 神戸[2]」『書齋の競馬』第二号（飛鳥新社、1999）。
 - 18 立川、前掲「神戸居留地における競馬（一）（二）」。
 - 19 帝国競馬協会編『日本馬政史（四）』（帝国競馬協会、1928）P611。
 - 20 同書、P602～603。
 - 21 日本競馬史編纂委員会 編纂『日本競馬史 第2巻』（日本中央競馬会、1967）P1。
 - 22 佐久間亮三、平井卯輔 編『日本騎兵史（上）』（原書房、1970）P395。
 - 23 大友源九郎『馬事年史（三）』（原書房、1985）復刻原本は（日本競馬会、1948）P145～146。
 - 24 明治13年（1880）5月8日付の『安都満新聞』には、同年5月15、16日に興農競馬会社の競馬がある旨の広告が掲載、18日付には当日の記事が掲載されている。
 - 25 明治14年（1881）6月、12月、明治15年（1882）6月、12月、明治16年（1883）6月、12月の計6回に渡って行幸があった。
 - 26 その内容によれば「招魂社内之馬場八狭少ニテ充分ノ術業モ出来難ク又他二然ル可キ場所無、また「又陸軍省ニ於イテモ落成ノ上ハ必要之事」等の理由から「同省経費ヲ以テ繰合出来候哉否同省へ御下議有之出来候議ナラバ今般ノ来客ニ使用相成候ハバ都合宜敷ト存候」ということになり、陸軍との協議の結果それを受け入れることとなった。陸軍省としては、九段で競馬を行っていたように、馬匹改良の推進、その重要機関としての本格的競馬の建設、競馬場の恒常的、定期的な開催の必要性を認識していたが、経費不足でそれができずにいたので、これは渡りに船であったのである。大友前掲書、P147。
 - 27 立川健治「失われた競馬場を訪ねて 4 戸山競馬場」『書齋の競馬』第4号（飛鳥新社、1999）。
 - 28 「共同競馬会社設立趣意書」には、当時の国策としての競馬の目的が端的に表現されている。それは「実用にとりて有益をはかり、善良の種馬を養成し、駿馬を産育すべき端緒を開き、遂にその目的を達するに至るときは、軍事はもとよりこれを農業に使用せしめ、器械の便利によりて人力の労費を省き、まさにこれが利用を広めんとす。それのごときは農家従来の習風を一新し、従って物産の繁殖もまたここに基す。これいわずの耕運の興り、物産の通ずるものなり。かつ本邦は東洋の一海国といえども今日欧米諸国と対峙し、富強を競うの隆運に際会し、万里の海波もな

- お壤地を接するがごとし。一旦事あるに及んでは戎馬を海表に馳せ、遠く外地に秣かうことなしというべからず。しからばすなわち駿馬あにあらかじめ充実せざるべけんや」という事であった。(日本競馬史編纂委員会編、前掲『日本競馬史 第2巻』P47~。これは、先に3省が目的としていた「馬匹改良」目的としての競馬(その貢献する所は軍事、運輸・交通、農業)の姿であった。
- 29 『東京日日新聞』明治12年12月3日付、『安都満新聞』明治13年4月24日付、『有喜世新聞』明治13年8月19日付等には競馬番組の条件や距離、勝馬名や騎手名等と当日の様子が報じられている。
- 30 立川、前掲「失われた競馬場を訪ねて4 戸山競馬場」。
- 31 『郵便報知新聞』明治17年11月2日付。
- 32 鹿鳴館については、磯田光一による日本近代と鹿鳴館についての関連を扱った著書に詳しい。磯田光一『鹿鳴館の系譜：近代日本文芸史誌』(講談社、1991)。
- 33 Guttmanの「日本人もまた『スポーツ』に入れあげることによって自らの近代性を証明する」という表現からは、これが意識されよう。Allen Guttman, *GAMES&EMPIRES*, Columbia University Press, 1994. 谷川稔他訳『スポーツと帝国 - 近代スポーツと文化帝国主義 -』(昭和堂、1997) P2。
- 34 実際には鹿鳴館は、当時のフランス海軍士官だったロティに言わせれば「われわれの国のどこかの温泉町の娯楽場(P40)」「どえらい笑劇(P49)」「まったく素晴らしい猿真似(P51)」「第二級のカジノの飾付け(P43)」「(ピエール・ロティ「秋の日本」村上菊一郎、吉永清訳『世界教養全集7』(平凡社、1961))と映っていた。また鹿鳴館には芸妓が多く動員され、政府の努力にも関わらず、このにわかづくりの社交界の内情を西洋人は見破っていた。この懸命の試みは条約改正に直結しなかったが、この様な悲哀を現在の視点から笑うことは適切ではないであろう。
- 35 新聞、雑誌にはかつてもてはやした鹿鳴館レディーや女学生を低俗に誹謗中傷する記事があふれた。(例えば Bacon, Alice Mabel, *A Japanese interior*(久野明子 訳『華族女学校教師の見た明治日本の内側』(中央公論社、1994))P170~を参照。これ以降、自立や闊達を強調された女性教育は教育内容を転換し、「高等女学校令」に定められた良妻賢母の養成へと変化していく。
- 36 フェデリコ天塩「日本競馬の歩み 14」『週刊競馬ブック』1985年10月5・6日号。
- 37 日本側が大隈重信、伊藤博文、西郷従道、川村純義、井上馨、松方正義、榎本武揚、大山巖、外国側がストルーヴェ(ロシア公使)、バルボラーニ(イタリア公使)、アイゼンデッヒャー(プロシヤ公使)、グルート(ベルギー公使)、パロワ(フランス公使館書記代理公使)、ケネディ(英国公使館書記代理公使)、カステイロ(スペイン代理公使)という層々たるメンバーだった。
- 38 英国代理公使トレンチの1888年2月のクラブ年次総会での発言で、「(1887年)秋季開催後、会員20名が、雑種馬を購入したいと熱望したので、その旨を西郷に伝えたところ、西郷はこれを快諾し、充分の援助を与えると回答した。そしてまた宮内大臣を訪問し、また黒田伯爵にも面会し、その希望を述べたところ、両氏とも西郷と同様の回答を得ることができた。その後、彼らに会う機会のある毎に、この問題を繰り返したが、ついに西郷は、先月調査の結果、3歳の雑種馬だけでなく、2歳馬さえも獲得することは困難である、と答えた」(*Japan Weekly Mail, February 4th, 1888*)とある。ここでの西郷従道、土方久元は、雑種馬や日本馬を生産する農商務省、宮内省の大臣であり、黒田清隆はかつての開拓使長官で北海道の馬産と関係が深かった。日本の馬産、競馬に大きな力をもっていた西郷や黒田、宮内省の力をもってしても、競馬用の雑種馬の獲得はままならないということだった。在来の日本馬は、能力的に更にどうしようもなかった。
- 39 早坂前掲書、P13。
- 40 例えば常設のものではないが、祭典競馬以外にも北海道、青森、宮城、福島、千葉、愛媛、宮崎、鹿児島等で近代競馬が行われた。フェデリコ天塩「日本競馬の歩み 9」『週刊競馬ブック』1985年8月31・9月1日号。
- 41 当時の新聞によれば以上の他にも、大阪、静岡にも競馬会が存在した。立川健治「日本の競馬観(3)鹿鳴館時代(続)」『富山大学教養部紀要』25巻1号(富山大学教養部、1992)。
- 42 アーネスト・サトウの日記には、「1862年10月1日(文久2年閏8月8日)「競馬の日だが暑い。賭けには加わらなかったが、わたしは会員になっていたので、特別観覧席に陣取った」との記述が見られる。萩原延壽『遠い崖 アーネスト・サトウ日記抄』(朝日新聞社、1980) P148~。
- 43 ロットリーについての記事は、当時の新聞を見れば至る所に見られる。このロットリーはダブルセリングロットリー(double selling lottery)と呼ばれるもので、第一回目に売却された総てのくじから、出走頭数分のくじを抽選機を回して選び出す。この時点で選ばれなかったくじは外れとなり、第二回目にはその選ばれたくじがどの出走馬に該当するかを抽選で決める。このように、自分がどの馬の馬券を買ったかが分からない性質のものである。そして再度、レースの前日にオークションが行なわれ、自分の割り当てられた馬が不満の場合はオークションにかけることが出来る。本命馬の場合は価格が競りあがるが、人気薄の場合はくじの購入価格を下回る可能性も生じる。但し当該馬が敗れた場合は価値がゼロになる為、落札価格が券面割れしても売却することもあった。抽選機を回す時に「ガラガラ」と音がする為、通称「ガラ」と呼ばれた。
- 44 例えば *Supplement to THE JAPAN HERALD*, Feb.4th, 1865. にはギャリソン競馬の予想が乗せられ、最新の単勝式オッズが掲載されている。
- 45 生麦事件に際して横浜に駐留した英軍によって行なわれた軍人競馬のこと。
- 46 1865年12月6日のギャリソン競馬を報じる冒頭に、「スポーツを愛する友人諸君に、本日のレースの模様をお伝え

- したい。昨夜行われたクラブ・ロッタリーは盛大だった。特別号ですでお知らせしたように、多くの馬たちのロッタリーが非常に高値で競り落とされた。ロッタリーが終了する頃には、すでに夜も明けようとしていた」との報道を見ることができる。*Japan Times Daily Advertiser*, December 6th, 1865 .
- 47 「賭けも行なわれ、HRCのロッタリーからの手数料は150\$だった」との記事を発見する事が出来る。*HiogoNews*10/9. 1869 .
- 48 立川健治「神戸居留地における競馬(一)(二)」『富山大学人文学部紀要』第25,6巻(富山大学人文学部、1996~7)。
- 49 例えば明治13年には栃木県で「競馬取締規則」が施行され、「金銭物品を賭けその遅速をもって輸贏を決する等のことあるべからず」とあるように、祭典競馬等の至る所で賭博は行なわれていた事が推測できる。日本競馬史編纂委員会、前掲『日本競馬史 第2巻』P160~162。
- 50 *Japan Gazette*, August 21st, 1879. を参照。
- 51 『東京横浜毎日新聞』明治18年10月24日には、「折柄一人の外国人あり。吾れ鷺より五〇円を賭せん、誰れか鬮取より五円を賭せよとは思いの外なる。五〇円と五円の賭金、エライはり込み、アリア鷺ひいきと人語り合いしが、此の勝負は、其如く鷺の勝となり賞金百円を得たり」との記事が掲載されている。
- 52 『郵便報知新聞』明治22年11月11日には、「共同競馬会社が春秋二季上野不忍池畔に於て催ふす大競馬も近年は兎角不繁盛にて、既に昨日の如き日曜の休暇にも拘はらず構内縦覧人少なく、楼下の棧敷も観客マバラにて至て淋しく、同所前の芝生も僅に外国人が三々五々此所彼所に相組んで勝敗を賭するあるのみ」との記事を見る。
- 53 須藤南翠「緑蓑談」『明治政治小説集(一)』(筑摩書房、1966)P257~。
- 54 『読売新聞』明治25年5月9日には、「此催し八、元と良馬の養成を励ます趣意より出で、始め八宮内省陸軍省など力瘤を入られガラと唱ふる一種の賭博も、此場所限り黙許の姿にて、頻りに其賑いを助け給へ」との報道がなされている。
- 55 『郵便報知新聞』明治23年5月17日には、「当日馬見場構内の裏手なる小さき掛小屋に賭け札を売出す所あり。札の表には番組騎手馬名等を記しあり。賭を為さんと欲する者は、其番組の中、己れの勝つべしと思ふ馬を指し示し、一円二円乃至三元(是は番組に依て高低ありとかゆふ)を払うときは、売人は其切符に割印を捺し、切符の一半を割きて、買人に与え置き、勝負の終りし後ち、各自示せし所の当否に依て、或は賭したる金を失い、或は賭したる金に数倍せる金円の払戻を受くるの仕組なりしか如し。其他構内構外とも三人五人より集り、私に斯る遊びを為し楽しみとせる者も少からさり」との状況が描写されている。
- 56 増川宏一『賭博』(法政大学出版局、1983)P256~。
- 57 我部政男『明治十五年・明治十六年地方巡察使復命書(上)(下)』(三一書房、1980・1)上巻のP157~、P456~、P571~、P583~、P607~、下巻のP997~等の各所にも巡察使の博徒に関する報告が見られる。
- 58 内務省警保局編『庁府県警察沿革史1』(原書房、1973)P411~。
- 59 増川、前掲『賭博』P307~。
- 60 名古屋事件と博徒に関連して、博徒の取り込みや大刈り込みについては、長谷川昇『博徒と自由民権 名古屋事件始末記』(中公新書、1977)に詳しい。
- 61 増川宏一「ギャンブルの社会史」(谷岡一郎、仲村祥一編『ギャンブルの社会学』(世界思想社、1997 収集)。
- 62 増川、同論文。
- 63 これが形成される以前には、スポーツを賭けの対象にする事がスポーツを汚すという発想はなかった。スポーツは賭けと共に確立したものである。語源的にも初期の「sport」は「気晴らし」の意味であり、当初は「競馬」指していた。しかしこれの形成の後、賭博は「内面」から律される問題となった。現代における、サッカーくじ導入の際に行なわれた「賭けの対象にする事は、スポーツを汚すことだ」という種の主張(例えば田中里子『「さっかーくじ」阻止できず」拜金“文部省に怒り心頭”』『日経ビジネス』1998年6/8号)等に見られる)は、明治初期のスポーツと賭けの共存からは見られない。
- 64 例えば、先の須藤南翠の『緑蓑談』P279~。本書のP309~では、馬主として獲得した賞金を地方自治制度確立という自説を理論武装する為の「地方遊説の政治活動」という視察費用に充てる設定になっている。その金を不浄の金とする視点は、まだ存在していなかった。
- 65 井上馨の後を受けて条約改正にあたった大隈重信の場合も、大審院判事に外国人を任用する条件で交渉を進めるが、それがロンドンタイムズに露呈する事で世間の反感を浴び、玄洋社員・来島恒喜の爆弾テロで片足を失う事になる。しかし、この様な蛮行に対して、世間は寧ろこの犯人に喝采を送るような事態であった。
- 66 「上野不忍の競馬八、去る七八の両日に行はれぬ。此催し八、元と良馬の養成を励ます趣意より出で、始め八宮内省陸軍省など力瘤を入られ、ガラと唱ふる一種の賭博も、此場所限り黙許の姿にて、頻りに其賑いを助け給へど、(中略)されバ其賑はず賭事の素情も追々下りて、今八純粹の賭博に変じ、横浜の或る外国人の馬見所の此方に一日五円の地料を払いて仮に葎小屋を設け、十二の馬画ける車の、俗にドッコイドッコイと云へるに似たるを備えて、洋妾に堂取らすあり。又在来のガラ師は彼処此処をかけ廻りて、賭博の連中を集むるなど不体裁狼藉極る有様と云うべく、其賭博に拘はる人々を目察すれば、馭者馬丁ある八旦那待ちの車夫、横浜上りの商人など多く、特別券もて馬見所の貴賓席に列なる嬋妍の美人連また同伴の下男に囁けて賭札買はずもある八、馬骨に錦着せたる狼ものと思われて可惜色を消しぬ。馬見所の状、大凡斯くの如くにて此の境に入るもの半ハ馬を見、半ハ賭場に集りて、馬の品評ハ馬耳の東風ほども耳にかけねバ、警察官も稍や之を悟りしものと見え、日本人の企てる賭博八、時によりて解散すべしなど言は

- れたるよしにて、ガラ師八案外閉口の様子に見え、競馬の場所忽ち馬賭の場所と変じたるが如し」(『読売新聞』明治25年5月9日)のように、場内の賭博を問題視する視線がこの頃には生じようになっていた。
- 67 大津事件：明治24年、来日中のロシア皇太子(後のニコライ 世)を大津で護衛中の警官が襲撃し負傷させた事件。政府は犯人を「皇室罪適用」で「極刑」に処すよう司法当局に圧力をかけたが、大審院長児島惟謙が政治的判決を拒み、犯人を無期懲役に処して「司法権の独立」を守ったとして著名な事件。なお犯人は4ヶ月後に獄中で病死。イギリスとの条約改正で内諾を得ていた青木周蔵外相が引責辞任した事で、条約改正交渉は中断を余儀なくさせられた。
- 68 例えば『東京朝日新聞』明治25年4月30日「之醜事件、果して事実なりや否や、未だ之を確知すべからずと雖も、若し其現行犯ならざるの故を以て罪なしと謂はん歟。刑法上の罪は之なからんと雖も、懲戒法上の罪を奈何。否公德の上に於ける其罪を奈何。司法官なる者は、最も信用を保たざる可らず。今回の事件の如き最も信用を失する所以ならずや」、『毎日新聞』明治25年5月7日「裁判官の職に在る者にて賭博を為すが如きは、司法権を蔑如し大審院を汚したるものなり。速やかに辞職すべし」、『読売新聞』明治25年6月19日「抑々金銭を賭して、骨牌を弄するが如きは、固と市井無頼の儕輩が好んで為す所の遊戯にして、士君子の苟も手に触る可らざる所のものなり、況んや身、非違を訊すの職に在り、官、司法の最高等に居る大審院の判検事にして」等の記事に、その様な意識を見ることが出来る。
- 69 「共同競馬会社設立趣意書」でも述べられていた、「競馬なるものは、徒に一場の勝敗を争い、賞与の厚否を望み、快を一時の遊観に取るものにあらず」というような競馬観のこと。代わって支配的となったのは、「進て以て国勢を張翼するに於て、興て力あるや決して尠少にあらざるなり」というツールとしての競馬観である。娯楽性に競馬の効用を認めた考え方としては、後に京浜競馬倶楽部の会頭にもなった板垣退助の「(競馬場の広大な空間は心身を爽快にさせる故に)競馬は其状の観を為し、多数の人を娛しませるの点に於いて、大規模なる国民的の交際娯楽機関として最も適当なるものと謂わざる可からず」というような見方も存在した。板垣退助「競馬論」(板垣守正編『板垣退助全集』収集)(原書房、1969)P762~。この文の掲載されている原稿は明治35年となっているが、立川健治によれば、馬券に関する記述内容から判断して明治42年のものと推定されるという。
- 70 1865年、スペイン人のオレル M.Oller が考案した投票方法。客の総賭け金額から一定割合を控除した金額を払戻し総額とし、それを的中馬に投票した票数に応じて配分する方法。
- 71 江戸時代の乗馬法が馬体を収縮させて前駆の動作に重きを置いた為、自然後駆の方は閑却されて推進力の乏しい体型に変化していた。その様な馬が繁殖に供される事で体型が固定化し、前駆本意の馬が普及していた。武市銀治郎『富国強馬 ウマからみた近代日本』(講談社選書メチエ、1999)P34。
- 72 人間についても、「血」の概念に基づく「家」制度の成立は明治31年(1898年)の民法を待たねばならないし、馬籍が確立するのはもっと遅く大正10年(1921)の馬籍法制定においてである。それも、戦時に馬匹を動員する為に、罰金付で強制的に登録させてようやく実行できたものである。
- 73 帝国競馬協会編『日本馬政史(四)』(原書房、1982)(原本は昭和3年刊)P841。
- 74 佐久間亮三、平井卯輔『日本騎兵史(上)』(原書房、1970)P27。
- 75 帝国競馬協会編、前掲『日本馬政史(四)』P843。
- 76 上方快男『陸軍軍務局』(芙蓉書房、1979)第1章や藤原彰『日本軍事史(上巻)戦前編』(日本評論社、1987)P49~等参照。
- 77 明治4(1871)年、東京、大阪、鎮西、東北に鎮台を設置し、雄藩から士族を徴兵して常備軍「御親兵」を編成した。その後、国軍に移項し明治6年(1873)には名古屋、広島を加え六鎮台制となった。鎮台制は反明治政府勢力の内乱鎮圧や列強の侵略に備えた専守防衛型であった。
- 78 山県有朋等によって「外征型改革」が行なわれ、従来のフランス・モデルを廃し、ドイツ・モデルに切り替えた。明治19年(1886)にはロシアの脅威を念頭に、近代戦争に対応する為、大陸戦を想定したより攻撃的な師団制に編成を改めた。
- 79 帝国競馬協会編、前掲『日本馬政史(四)』P844。
- 80 武市前掲書、P50~。
- 81 帝国競馬協会編前掲『日本馬政史(四)』P845。
- 82 種馬牧場では内国産洋種牝馬、輸入牝馬或いは雑種の繁殖牝馬と洋種の種牡馬が繋養され、将来の種牡馬候補馬を生産した。産駒のうち優秀な牝馬は種馬牧場で繁殖に供され、残りは民間に払い下げられた。牡馬は、岩手の種馬育成所に送られた。。
- 83 種馬所には、改良用の種牡馬が通常繋養されていた。種馬所には数力所から数十個所の種付け所がその管轄区域内に存在し、繁殖シーズンにはその各地の種付け所に種牡馬が移動し、民間の在来馬や雑種馬と交配された。
- 84 種馬育成所では、種馬牧場で生まれた種牡馬候補を育成し、合格した馬は満3才の春から全国の種馬所に配置された。
- 85 今井吉平「日本馬政論(其の十九)」『日本之産馬』第二巻第十一号(産馬同好會、1912)。
- 86 日本競馬史編纂委員会 編纂、前掲『日本競馬史 第4巻』(日本中央競馬会、1969)P2。出展は『明治二十六年陸軍、農商務省合同馬匹現況調査要項』による。
- 87 帝国競馬協会編、前掲『日本馬政史(四)』P846。
- 88 佐久間亮三、平井卯輔、前掲『日本騎兵史(上)』P93。
- 89 「共同競馬設立文」(日本競馬史編纂委員会 編纂、前掲『日本競馬史 第2巻』収集)にある「すなわち千里の驥蹄あ

- るも馳駆せざればそのよく千里なるを知らず。ゆえにこれをして馴駆競走せしめ、その度の遅速緩急を算し、初めてもってその駿駕を弁ずることなり。これすなわち欧州諸邦においてもつばら馬を験する方法となす。ここをもって競馬の拳たるや、文明国人の傾向熱心して、いやしくもやむべからずとなすゆえなり」等にも挙げられているように、競馬の効用としてこの点がよく指摘される。
- 90 武市前掲書、P8。
 - 91 野村晋一『サラブレッド』（新潮社、1985）P89。
 - 92 当初、加納久宣は日本体育会の付帯事業として競馬を行おうとしていた。しかし、いざその資金を出資する段になると、出資を約束していた事業家達は出資しなかった。次に競馬クラブを興そうと政府に掛け合うと、農商務省や財閥が資金を供出する旨を請け負った。しかし彼等も実際に資金を出そうとはしなかった。フェデリコ天塩「日本競馬の歩み 26」『週刊競馬ブック』1986年2月8・9日号。
 - 93 日本競馬史編纂委員会、前掲『日本競馬史 第2巻』P204～。
 - 94 現行犯や公衆賭博以外は罪に問われなかった旧刑法に代わって、賭博一般を禁ずる現行刑法に通じる刑法改正案が明治33年（1900）には作成され、34、35、36年に議会に提出されている。明治22年の大日本帝国憲法発布に伴って、憲法違反の恐れのある「賭博犯処分規則」は撤廃され、賭博取締まりは一般的に緩和されていた。しかし、日清戦争以降の帝国主義政策の伸張によって、博徒勢力は国内の危険分子であり、また一般庶民に対しても、賭博の風教上の弊害は国家資本主義の発展にとってマイナスであった。更に資本主義経済の発展に伴い、自由民権運動に代わって労働運動が高揚し始め、その意味でも賭博への取締まりが求められていたのである。現に刑法改正案の審議過程で、司法省は黙許状態の競馬も賭博罪に該当すると断言していた。（明治40年3月2日、貴族院予算第一分科会における倉富勇三郎の答弁。『帝国議会貴族院委員会速記録 明治編19』（東京大学出版会、1987））。また同省としては、「賭博犯処分規則」や欧化主義政策への反感を巡って形成された、「賭博を反社会的・反道徳的行為として嫌悪、忌避する風潮」に対するホコロビを国家で自ら作ることに反対であった。（立川健治、前掲「日本の競馬観（一）」）。
 - 95 この文書は、馬券発売黙許の担保として加納久宣子爵が強硬に文書化することを当時の農商務大臣であった清浦奎吾に求めた為に作成された。当時、公開はされなかったが、後の馬券禁止の際に競馬倶楽部側からこの文書が提示されることとなる。フェデリコ天塩「日本競馬の歩み 22」『週刊競馬ブック』1986年1月18・19日号。
 - 96 帝国競馬協会編、前掲『日本馬政史（四）』P578。その為、「馬券はすべて黙許」ではなく「馬の体格により勝敗に就いて自己の主張を確保するが為に些細の金品」においてのみ黙許されるのだと司法省は主張した。これによれば「馬券」は「賭博」ではないので黙許するのであり、「賭博」を公認するという法律上の矛盾も回避できる。実際、「ガラ」はこれに該当しないものとされ、間もなく禁止された。後に馬券の弊害が目立ち、「些細な金額」で無くなった際にはこの規範から逸脱する為、馬券自体も検挙対象であると司法省は主張したのである。
 - 97 例えば柳田国男は皮肉を込めて、「馬を国民が愛育しなければならない必要は、陸軍が最もこれを深く感じている。競馬は軍隊に要もない騎乗法であるが、こうでもしたならば、国民の馬事思想は盛んになるうかという想像で、日本でたった一種の公開賭博場を設立した」と言っているが、その理由も全てではないが含まれていると言えよう。柳田国男『明治大正史 世相篇』（東洋文庫、1931）P400～403。
 - 98 競馬の「娯楽性」に利点を見出す論調も散見するが、何れも「日本の志気を喚起」「青年の気性を活発たらしむ」「勇壯無比」「闊達なる遊戯」「尚武の競技」等、軍事的効用と関連するものが殆どで、レジャーとしてそれ自身に単独で価値を見出すものは、この時点では少なくなってしまっている。
 - 99 日本中央競馬会 編『競馬百科』（みんと社、1976）P61。
 - 100 当時の競馬規則はイギリスのジョッキークラブのものと同様に、馬券のことは触れられていなかった。「アナ」と呼ばれる馬券の控除率については、『日本競馬史 第2巻』の記述中（P127）には「約一割」とあるが、新聞記事から判断して25%以上控除していたようである。通常、「ガラ」（ロッターリー）の場合、控除率は10%であった。フェデリコ天塩「日本競馬の歩み 25」『週刊競馬ブック』1986年2月8・9日号。
 - 101 神翁頭彰会 編集『続日本馬政史（二）』（神翁頭彰会、1963）P560～561。
 - 102 これについては、馬政局としても考えがあった。曾弥馬政局長官は、創立の際に競馬に必要な諸設備を完成させるには、営利会社でなければ到底困難であるとわかっていて、そこで、数年の間だけは倶楽部に相当の資金を得させて、その後に該会社を買収させようとしていた。また競馬施行のための運転資金を準備するまでは、倶楽部の数を減殺することは不得策であるから、しばらくの間は現行の状態を継続実行するというのであった。当時、わが国の産馬は農業の副業で、大規模な牧場は非常に少なかった。そこで、優良馬匹を生産するには合理的な牧場経営が必要である為に、競馬倶楽部に付属するところの営利会社にこの牧場を経営させる事が当局の目的であったと推測される。当時の競馬には、出場した馬の水準に対するものとしては勿体無いほど多額の賞金が供されたが、これも馬産奨励の趣意であった。その為に馬産地の当業者は、努めて優良な馬の生産を競争したという。日本競馬史編纂委員会、前掲『日本競馬史 第2巻』P130～、P206～。
 - 103 同書、P126～。
 - 104 芝田前掲書、P63～64。
 - 105 例えば明治41年9月25日の東京日々新聞は、「みだりに人民の射幸心を挑発し、その結果社会の善良なる風俗の破壊を意味する事実は、すでにこれを拒むあたわず。その甚だしきに至っては、婦女子また盛んに競馬場に入りし、賭博行為を行って恥じざるに至る」と競馬を非難している。また『東京朝日新聞』は馬券が禁止された翌日、「国法を

無にし、徳をないがしろにしてさえも、跳梁を極めたる競馬党も正義の刃に敵せずして、ここにギャフンと言ったるぞ笑止なる」と報じている。『東京朝日新聞明治41年10月7日。また大阪朝日新聞は、「既に競馬場にあらざる賭場なり。しかも官許の賭場なり。これに出入りするものは例えその身分陸軍中將たり、銀行会社の重役たり、病院の院長たるも、一個の「ばくち打ち」たるは相違なし。倶梨伽羅紋々の無頼漢と同類にして、その兄弟分なり」と断じている。『大阪朝日新聞』明治41年9月13日。

- 106 明治40年5月の「馬券取締まりに関し司法内務両大臣、馬政長官等会同に関する覚書」で、競馬場の下品な様を司法省に問題視された際に曾弥馬政長官も、「それは日本人の人格が未だそこに到達せざるをもって曰むを得ざるべし」と答えている。同じく『日本競馬史第2巻』では、馬券熱狂の原因として「郊外遊戯の訓練の無いわが国民にたいし、突如とした競馬の勃興は場内の整理を困難にし、しばしば喧騒騒乱の醜態を引き起こした。これはつまり、競馬当事者が業務上の経験が足りず、また国民に馬券の経験がなかったことによるものである」という点を上げている。馬政当局の関係者談話としては、「このとき競馬場内に充満した観覧人の多くは中流以下の人であって、競馬会が馬の趣味を普及せんがために最も歓迎せんとする上流階級の人々は多くはこれに接近を避くるの形勢であった」という理由も述べられている。更に当時の新聞でも、「他日もし外国の競馬の如く一般に静肅に且つ風教上の害もなく馬券が行なわれる時代にまで世間が進歩したならば、あるいは馬券も許されるであろう」(東京日日新聞明治41年3月1日)とあるように、民度の問題も多分にあったと思われる。
- 107 明治41年2月27、28日の貴族院予算委員会で、競馬の弊害について何人かの議員によって質問されている。その中で柳原義光伯爵は、人々が分不相応な金を賭けるから問題が起きるのであって、上流階級以上人間以外は手を出せない様にすべきであると主張している。『帝国議会貴族院委員会速記録 明治20』(東京大学出版、1987)P79~83、P91~92。
- 108 窓口が、中が見えずに手だけを差し入れて馬券を購入する構造になっていたので「穴場」と呼ばれていた。「アナ」馬券は「穴場」に手を入れて自分の選択した馬の馬券を買う、現在の単勝式馬券と同じもの。
- 109 この思想は、後に曾弥馬政局長官が馬券禁止に至った理由を語った中にも見出せる。当時は、上流階級に観客を限定する事で場内風紀や破産等の問題を避けようとしていたのである。
- 110 例えば、明治40年5月「馬券取締まりに関し司法内務両大臣、馬政長官等会同に関する覚書」では早くも「司法省の意見」として、「横浜の如く上品に行えば可なるも池上等は下品にして風俗を害し易し」として問題視を始めている。日本競馬史編纂委員会、前掲『日本競馬史 第2巻』P182。